

第百十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 八 号

平成元年六月十五日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 小澤 潔君

理事 大野 功統君 理事 金子 一義君

理事 渡海紀三朗君 理事 西田 司君

理事 松田 岩夫君 理事 山下八洲夫君

理事 小谷 輝二君 理事 岡田 正勝君

理事 内海 英男君 理事 中島 衛君

理事 中山 利生君 理事 中山 正暉君

理事 渡辺 省一君 理事 加藤 万吉君

理事 中沢 健次君 理事 細谷 治嘉君

理事 安田 修三君 理事 吉井 光昭君

理事 経塚 幸夫君 理事 寺前 巖君

出席国務大臣

大蔵大臣 村山 達雄君

自治大臣 坂野 重信君

出席政府委員

大蔵大臣官房総務審議官 土田 正顯君

大蔵大臣官房審議官 濱本 英輔君

大蔵大臣官房審議官 千野 忠男君

大蔵省主計局次長 篠沢 恭助君

大蔵省理財局次長 水谷 文彦君

国税庁直税部長 岡本 吉司君

国税庁間税部長 宮島 壯太君

自治大臣官房総務審議官 小林 実君

自治大臣官房審議官 紀内 隆宏君

自治省行政局長 木村 仁君

自治省財政局長 津田 正君

委員外の出席者

内閣官房内閣審議官 田中 正章君

厚生大臣官房老人保健福祉部長 辻 哲夫君

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長 金子 洋君

厚生省保険局国民健康保険課長 大塚 義治君

地方行政委員会調査室長 大嶋 孝君

留置施設法案の廃案に関する請願(中路雅弘君紹介)(第二七九四号)

は本委員会に付託された。

六月十五日

本日の会議に付した案件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

○小澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより大蔵大臣に対する質疑を中心に議事を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 最初に、大蔵大臣、御苦労さまでございませうけれども、三pointsばかり質問いたしたいと思ひます。

一つは、今度の交付税法の中に改めて財源対策債返済の基金費というものを盛り込んでおりま

す。新しく測定単位の単位費用まで決めておるわけですね。莫大な金であります。それも昭和五十五年までの財源対策債でありまして、恐らく総額五兆五千億くらいでしょう。ところが、五十六年度以降は、六十二年までですか七兆七千億くらいは合計になっていきます。それは別なんです、基金じゃなくて。今後交付税の中でカウントして必要額の中でやりなさい。前のものはひと過ぎるから、重くて困るだろうから、ひとつこの際、ちょっと交付税がふえた段階でということかもしれせんけれども、新しい基金費で賄っていいこう、二つに分けたわけですね。二つに分けたことで、私は苦い経験を持っているのですよ。

大蔵大臣御存じと思うのですけれども、かつて地方財政がどうにもならぬときに、借金して困らないようにやります、その借金の利子を全部国が持つてあげます、それから財源対策債のような財源不足額に基づいたものについても対応しますと言っておりましたけれども、いつの間にかその利子は全額地方が持ちなさい、今そうなっておりますね。特別会計に繰り入れたものについては国が半分持ちますが、地方も半分持つてということになっております。言ってみますと、言葉は適切でありませぬけれども、大分大蔵省にしてやられたという印象を私は持っております。

そこでお願いしたい点は、地方交付税法第六条の三の第二項というのがございまして、これは大臣が御承知のとおりでありますけれども、地方財政が引き続いて著しく財政不均衡を生じた場合には、制度を変えろか、あるいは交付税率を変えろ、こういうことが六条の三の二項にびしゃっと書かれております。ところが、これは発動されるどころか、逆に地方の方にしわ寄せになってまいりました。これは国の財政が悪かったわけでありまして、六条の三の二項というのは空文であります。そして、よくなるところが悪くなった。

そこで、私はお尋ねしたい。五十二年から今日までの十年以上のところで六条の三の二項というのは空文化しました。現に「引き続き」というのは何年かといったら、二年間引き続いて、三年目もそうなるだろう。「著しく」というのは、財政のふり合いが一割を超えた場合、それは毎年毎年確認されてきたのです。ところが、確認されておりますけれども、六条の三の二項はとうとう実行されないで平成元年を迎えたわけです。今ドルの異常な高さということで必ずしも、きのうは自治省の財政局長は、かつてないような景気が続いているという言葉を言っておりましたけれども、これはどうなるかわかりません。そして不景気になった場合には、六条の三の二項という法律はあるけれども、そんなものは発動できない、こういうことになっておりますので、そうなるまいりますと、法律の明文化した文章というのは意味がないわけですね。

もし仮に、著しく六条の三の二項が適用できるような段階になった場合には、これを生かすつもりか生かさないうつもりか、大臣の基本的な方針をひとつお聞かせいただきたい。

○審議政府委員 大臣御答弁になられます前に、一言だけ私どもの感觸を述べさせていただきます。一言だけでございます。

ただいま先生から御指摘ございました交付税法六条の三の二項の問題でございますけれども、基本的に私どももいたしまして、地方財政に對しまして、国・地方は公経済、車の両輪ということでは、これはもう本当に外してはならない基本的なスタンスでございますから、国・地方ともに円滑に財政運営がなされるように、できる限りの措置を講ずるというスタンスが一つあるわけござい

ます。

そして六条の第三項との関係におきましては、先生御承知のとおり、五十九年度におきまして国と地方の財政運営の中期的な展望に立った地方財政政策を改革したというふうに考えております。その中身につきましては先生御承知のとおりでございますけれども、このような背景において六条の第三項との関係では適切な対応を行ってきておるといふふうに私は考えておるところでございます。

○細谷委員 適切な対応というの、これはいいかげんな答弁だと私は言わざるを得ません。

最初に六条の三の二項を適用できるような条件にはない、そういうことで、この二項に書いてありますように「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なる」と、「著しく」というのは二年間続いて、三年目もそういうことが予想されると、これが有権解釈。「なつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六條第一項に定める率の変更」、交付税率の変更、現在の三・二％を変更すると書いてあります。変更してないでしよう。変更してないで何をやったかといふと、制度の改正でございます。

制度の改正というのは何かといふと、本文の規定とは全く別の緊急避難という形で、附則に何にも実態の変わらないような文章だけ入れて、これが制度の変更でございます。そういうことでやってきたじゃないですか。そんなことで六条の三の二項が生きてくると思ひますか。大臣にお答えいただきたい。

○篠沢政府委員 再度補足させていただきますと思ひます。

御指摘の交付税率の変更などの恒久的な制度改正ということでございますが、私も、六条の第三項の趣旨を十分承知しておるつもりでございますが、法制局見解でもそのようになっておったかと思ひます。これにつきましては、幅広い選択

を法律は許しておるといふふうに考えられるわけでございます。状況によりましては、当該年度の交付税の総額を増額する特例措置を講ずるといふようなことも、交付税法の六条の第三項に言う地方行政制度の改正に該当するものと解釈されるわけでございます。

従来から御答弁申し上げておりますように、五十九年度改革は、六条の第三項の趣旨を踏まえて、財政再建までの当分の間の措置として講じておるわけでございます。現下、国もまた地方も通じましてそれぞれいろいろな公債負担でございますとか、厳しい財政状況が依然としてあるわけでございます。（細谷委員、委員長、貴重な時間ですから余り長くやらぬでいいですと呼ぶ）

○小澤委員 簡略に願ひます。

○篠沢政府委員 はい。そのようなもつと、恒久的な制度改正は困難でございますが、五十九年度改革に沿ひまして対策を講じているということをお断りしたいと思います。

○細谷委員 そのときこの委員会でも議論されたのです。一体制度の改正とは何かといふたら、年度を変えることが制度だ。何も実質的な関係はないのです。そういうことで過ぎてきた。そして十年間過ぎた。国も確かにそうですよ。毎年毎年、今のところは財政再建の目標というの特例公債をなくすといふのが目標。これはどうやら達成できそう。しかし、その間にいつの間にか二十五兆円を超える隠し負債があるでしよう。公債費がどのくらいかといふと、百六十兆円を超えておる。これからどういふふうにするかといふのが大きな議論になっておる。地方の方でも六十兆円の借金ができた。そのうちの相当部分といふのは六条の三の二項による実質的な手当てがなかった、ここに尽きるところです。

そこで、これは大蔵大臣に聞く以外にないですよ。大蔵大臣の御答弁をいただく以外にないと思ひます。よろしく願ひします。

○村山国務大臣 国と地方は、もう御案内のように車の両輪として国の行政事務、地方の行政事

務、これを預かりまして、そしてお互ひに行政事務の確実な遂行をしていく、まあ車の両輪であることはもう御案内のとおりでございます。したがひまして、この交付税法においてもその趣旨のことがあらわれているわけでございます。

しかしまた、財政は御案内のように非常に現実的なものであることも御承知のとおりでございます。近年見てもあります、やはり一時に比べまして国・地方ともに非常に財政難に陥つておる。特に地方団体は三千余りあるわけでございます。いろいろなばらつきはありますけれども、やはり一時に比べれば非常に困つておる状況にあることも御案内のとおりでございます。ただ、マクロ的に見ますと、いろいろな依存度であるとか公債費であるとか、そういったものを見ますと、まだ全体としては地方の方が困り方が少ないんじゃないかといふことも見えるわけでございます。こういう中におきまして、両方とも最近財政再建途上にあるわけでございますので、お互ひにいろいろな点で貸し借りをやりましたり、いろいろなことをして両方の財政を助つていくということも現実の事実でございます。この交付税法の規定も私も承知しておりますけれども、そういう現実の中でどういふ選択をしていくか、現実的な選択をどうするか、これにかかってくると思ひます。

そういう意味でひとつ、いろいろな点がありましようけれども、毎年毎年両財政当局は緊密な打ち合わせをやりまして、そしてお互ひに何とかその職責が果たせるようにやっておるのでございまして、いろいろな点があると思ひますが、寛大な気持ちで見えていただきたい、これが私の気持ちでございます。

○細谷委員 今の大臣の言葉は、言葉そのものは私は素直に理解し、受け取りたいと思ひます。

歴代の大蔵大臣がこの席へ来て言うことは、国の財政と地方の財政は車の両輪だ、こういうふう

に言つてきており、私もそのとおりだと思つております。去年のこの委員会でも当時の自治大臣が、国の財政と地方の財政というのは親子関係がある、だから親の力で子供をひねればいいんだという意味はありませんでしたけれども、非常に誤解を招くような言葉がありました。今思い出しました。そこで自治大臣も取り消しましたけれども、どうも実態は、大蔵大臣がそう言いますが、国の財政と地方の財政というのは従属関係、親子関係、ちょうど横綱が赤ん坊をひねるような形でやつてきたのではないかと感じがしてなりません。もし私の言うようなことが片りんでもあるならば、ひとつ大臣の言葉どおり姿勢を貫いていただきたい、こう思ひます。もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○村山国務大臣 ただいま申し述べましたように、国と地方の関係は全く並列的な関係だと私も思つております。事実また、財政問題でも税制問題でもいろいろ深く関係し合つておることも事実でございますし、いろいろな協議の過程を見ましても、親子なんというものではありません。これは全く仲のいい兄弟、時々けんかをしますが、最後はやはり血のつながりがある。こういうことで、非常に激論は専門家でございましてからやりまされども、最後はすかつとお互ひにわかつた、こういうことで、今まで貸したものの、借りたものの、すべて明らかにする、その決着はそれぞれの事情に応じてやります、こういうことで毎年ずつときて、私は今日のこの苦しいときに両省あわせて財政の危機を救つてきた、今後もこうあつてほしい、こう思つておるところでございますので、どうぞひとつ委員も御理解いただきたいと思ひます。

○細谷委員 ひとつ大臣の言葉にありますが、関係省庁、大蔵省はすべての省庁に關係がありますけれども、すべての省庁と議論を尽くし、協議を重ねて結論を出していただきたい、こう思ひます。

そこで、自治大臣、これはあなたの主管の法律ですよ、地方交付税法。この六条の三の二項、自

治省の有権解釈であるわけですが、これは昭和五十年以降今日まで、平成元年とは言いませんけれども六十三年まで、そして平成元年もそれを続けて受け取って、そして事実上空文化しておる。今私が心配しているのは、もしもそういう財政経済の情勢というのがある場合に、再びああいことが起こるんじゃないかとこの心配があります。そのときは自治大臣としては、この空文化しておる六条の三の二項というのを活用するつもりなのか、今までどおりのものを踏襲する、というつもりなのか、基本的な姿勢をお答えいただきたい。

○坂野国務大臣 昨日から先生の激励を賜って恐縮しているわけでございます。

二項の条項は私もよく承知いたしております。今大蔵大臣からも答弁ありましたが、これは今までのところは、先生御指摘のように緊急避難といいますが、その比率そのものの改定までは至らないで、その範囲内でできるだけの措置を両省が相談しながら、耐え忍んで、国と地方で両方で痛み分けというようにやってきたことは事実でございます。税制改正の問題もそうでございますし、それから補助率に対する対応に当たっても、そういう態度で両方で相談しながら、まあまあ何とかこの辺で、確かに地方の六団体の皆さんにすれば不満は残ると思えますけれども、実質的に地方財政がマイナスにならないという範囲内でやってきたわけでございます。

先生おっしゃる通りに、国の財政、国家の経済運営、そういう中で場合によっては今の三二%の比率そのものにも触れざるを得ないという事態が起きますと、これは私もやはり本来の比率そのものについての改定も必要な事態も起きるかと思えます。そういう場合には、また強くそういう段階で主張していかねばならぬと思っておりますわけでございます。今の段階ではそういうことなしにどうか、一〇%はいきませんが、私は九五%、これはおしかりを受けているわけでございますが、こういう段階で何とか痛み分けという

ことで今までやってきたわけでございます。しかし、先生のおっしゃるような御趣旨はよくわかりますので、そういう方向に沿って、またその時点で努力いたしたいと思っております。

○細谷委員 今の自治大臣の御答弁で、例えば平成年度の予算編成、大蔵原案が示される前、この一月十八日ですか両大臣が詰めた結果、後でちょっと御質問いたしますけれども、国と地方との財政関係、法律に定められた補助負担の問題について三度目の会議をした。そして結論が出た。その評価について自治大臣はこれで九十五点だった。私は九十五点をききうちょっと批判しました。しかし、自治大臣が言っていることは、今度の予算編成の際に自主税源というのが欲しい、その自主税源というのが、やはりあの税制改革後の大蔵予算編成の段階でありますから、交付税率を引き上げる、こういうことが焦点であったことは申し上げるまでもないと思うのです。

その際に、たばこ消費税を二五%、補助負担の復元問題と関連して、復元の方が極めてささやかでありましたけれども、二五%のたばこ消費税を交付税財源として獲得したということは、これはもう自治大臣の功績として私はたたえるにやぶさかでありません。しかし、その二五%というのがどういう根拠から出たのか。私は全国知事会のあれを見ますと、とにかく六団体も怒っているからひとつ何とかしようや、交換条件でたばこ消費税が突如として出てきた、こういうような書き方をしておりますけれども、突如として出るにはそれだけの原因があったかと思うのです。けれども、私は交付税の総額というのは、消費税に関連する二四%、たばこの二五%、それから従来の三税の三三%、これで十分かといえますと、きのう基準財政需要額の算定の際に、総額が不足なんですという意味のことを過去の年度別の分析を通じてお示しいたしました。

そこで、総額のことさきながら、その不足な総額の中において、今までの借金の返済をその不足の交付税総額の中からカウントしてひねり出す

ということはいかかかなものでしょうか。大臣、どうですか。これでいいのですか。不足がさらに二乗、三乗になってくるでしよう。

○津田政府委員 昭和五十年代の財政危機に際しまして、私もまた大蔵当局と、正直申しましていろいろ手法を使いましてやってきたわけでございます。その中には、先生御指摘のとおり、交付税特会の借入金あるいは地方債の増発という将来の元利償還と申しますか借金返しをしななければならぬ、こういう部分も多分に含んでおるわけでございます。それぞれの段階におきまして国と地方との責任分担ということで、それぞれの責任を決めておるわけでございますが、その重点によりまして地方財政の運営に支障がないよう、毎年度の地方財政対策、一応の決めはあるわけでございますが、今後におきましても、毎年度の地方財政対策を通じてその財源を確保し、地方団体の財政に支障のないよう努力してまいりたいと思っております。

○細谷委員 きょう申し上げたことでありますから繰り返す必要はないと思っておりますけれども、今度の交付税法では、財源対策を償還するための基金というものを、五十五年度までの財源対策に限り単位費用まで法定して、そして準備をす。結構ですよ。しかし、五十六年度以降は今までどおりやれと言っているのです。金額を申ししますと、五十五年度までが財源対策は五兆五千億、五十六年度から六十三年度までは七兆九千六百億。もつと多いのですよ。その多い方のものは後の問題として、今までどおり交付税でカウントして基準財政需要額に計入しまししょう、五十五年度までは基金でいきまじょう。

それでどういふことになったかと言いますと、基準財政需要額はおおよそ三十兆円、府県と市町村合わせて三十兆円としますと、驚くかなれ、そのうちの一五%はその基準財政需要額の借金返済のために天引きされてしまっているのですよ。ですから、大変適切ではありませんけれども、自治大臣に言ったのは、タコ足食いのようなもので

はないか。交付税はふえました、ふえましたと言われども、実態は、ふえておるのはその公債費返済のための金額のカウントですよ。

大蔵大臣は、私は承服できませんけれども、国の財政の方が悪くて地方の財政の方がいいんだ、いいとは言わぬけれどもベターだ、こういう意味のことをおっしゃっております。しかし、どこを見ていいと言ふのかというのですよ。地方債の合計というのは六十兆か七十兆ではないか、国の方の借金は百六十兆を超えている。その一事だけをもつても、国の方が痛められておる地方は裕福だ。大蔵省のあれで数年前に本が出たことがあるが本にして出ております。こういう認識では困るのであつて、財政権というのは、税の問題にしても大蔵大臣が握っているでしよう。握っていると云う言葉があれですけれども、リーダーシップをとっているでしよう。

そういうことからいまして、地方というのは、後でちょっと関係しますけれども、地方債を発行するにも自治大臣の許可、県知事の許可、こういうものがなければ一文も借りられないのですよ。国の補助金、負担金をもらうときもそれぞれの省にお百度参り、と言うと語弊がありますがけれども、大変な苦勞をしてそれをいただいている。ですから、能力が違ふのですよ。大蔵省が巨額の権限を持っているとするなら、力を持っているとするなら、地方は子供の力しかないわけですよ。ですから、簡単に裕福論とか、国が悪くて地方がいいなどという言葉はやめていただきたいい、こう思いますが、大蔵大臣いかがですか。

○村山国務大臣 いや、これは言葉の使い方、恐縮ですが、地方が困りになっていることもよくわかっております。何しろ三千三百もあるわけでございますので、一時に比べまして非常に国の財政状況が悪くなるに従つて、やはり連動して地方はお困りになっておる、特に財政力指数の低いところは、いろいろ指標からわかるわけございま

す。私たちは、しょっちゅう党におきましていろいろな問題を議論するときは、そのことは全部認識してやっているわけでございます。

それで、どっちの困り方がひどいかなというのは、地方と一体的に比較することはあるいは無理かもしれませんが、しかし、概括的に無理にマクロで計算してみればこういうことになりまして、七つか八つぐらいの指標がございまして、こういうことで言っているのございまして、この困難な時代は、自治省が全部の地方の面倒を見ておられるわけでございますので、やはり自治省と大蔵省がしっかりと気持ちを合わせてこの危機をうまく運営しなければならぬということで、毎年真剣に討議をしておるわけでございます。そして、それなりの一つの了解のもとに毎年毎年を越しておる。一日も早く改善することを望んでいる、こういう状況でございます。

○細谷委員 余り時間がありませんから、このことについてこれ以上大蔵大臣に申し上げることはやめます。ただ一言、今の、タコの足食いと言っておられますけれども、今度の交付税の中でカウントされるであろう基準財政需要額の中で、府県の財源対策債の償還基金として、五十五年までの借金分の元利のものとどのくらいかといいますが、八千三百五十九億円考えられておるのです。市町村の分ではどのくらいかといいますが、八千四百八十四億円。合わせまして一兆六千八百四十三億円。大蔵省が、三税が五税になった、ふえたふえたとおっしゃるけれども、これは自動的に天引きされているんですよ。交付税にカウントされる。基準財政需要額という数字の中に分だけ減るわけですが、基準財政収入額はふえるわけじゃありませんから、ふえも減りもしないわけですから、そういうことになっておられます。大変なことなんです。言ってみますと、三十兆円の中で一六％は天引きで交付税の中からとられていってしまう。まさしく、タコの足は八本しか

ないのですけれども、三本ぐらいいは食われているような感じじゃないんですか。自治大臣、これでいいと思いませんか。こういう事態は二度と再び来ないよう努力をするかどうか、ひとつ両大臣から簡単に決意のほどをお聞きしたい。

○坂野国務大臣 先生おっしゃる様に、地方財政のいわゆる硬直化、タコの足が何本あるのとられちゃうんじゃないか、それで地方交付税としての本来の役割を果たせぬんじゃないか、よく趣旨はわかります。

特に、いろいろな人が時々、地方財政の方が国に比べて楽じゃないかとおっしゃる。私は地方財政というのはやはりマクロの議論は余り意味がないと思うのです。その中で少なくとも三分の一は大変に苦しんでいるわけです。私は党においたときに、党の総務会等でも、なぜあんな方はマクロのことばかり言っている、自治省はやはりいろいろな格差があつて格差は正に努めるべきだけれども、しかしそれにもかかわらず格差が非常に深刻なところに入らなから政策をやつていかぬと困るのじゃないかということを、私が外におつたときにそういうことを言ったことがございまして、まさに私は現在でもそういうことを考えております。

先生も財政の厳しい県のことを頭に入れて御心配いただいているわけでございますが、私もそういう観点でこれからは、先ほど局長が毎年毎年の地方財政計画の中でそれぞれ面倒を見るようにやつていくんだということを申し上げましたが、そういう立場で、これから財政が、経済状態が悪化するというふうなことがございしたら、本当にこれは本気で——三二％をむしろ多過ぎるのじゃないかと言ふ人も中にはおるのです。これはとんでもない話でございます。これを場合によっては率を上げるといふことも考えざるを得ないと思っております。

○村山国務大臣 何しろ財政というものは、いろいろな苦勞をしているのは家庭も同じでございますが、いろいろな方法をやるわけでございします。我々は自治省が非常に苦勞されていることはよくわかるわけでございまして、今の委員の比喩を用いれば、タコの足がだんだん食われている、いづれよくならなければならぬ食われたタコの足を再生させたいものだ、ともども一緒に協力してそのように持っていきたいものだ、こう思っているわけでございます。

○細谷委員 私が両大臣の答えを聞いて感じたことは、大蔵省というのは、入ってからずっと一つの財布の議論をしているのです。自治大臣の方は、財政は一つではありません、三千三百あるのです、三千三百は三千三百いろいろあるのです。こういうことで、マクロの理屈とミクロの理屈という、言葉は適切じゃありませんけれども、私は問題があると思うのです。

ですから、大蔵大臣たるもの、大蔵大臣としてはどうすけれども、国の財政そのものを見ていられる以上は、地方には三千三百のあれがある、そして、竹下総理大臣は島根でありますけれども、島根の県の財政を見てごらんない。総理大臣がおつたから、おらぬからでなくて、カウントしたもののについては、それはもう交付税は大変なことだ。かつて文芸春秋で、最近よく本を書いておる人が、島根県は交付税をもらい過ぎていてるじゃないか、東京都は一文も来ないじゃないかというふうな議論を展開しましたけれども、何か素人受けするのです。

そういうことでありますから、自治大臣の立場から出てくるミクロの問題も大切だ、個々の問題も大切、そしてその場合に全体を忘れないようにするということ。そういうことでありますから、その辺ひとつ両大臣今後十分に意を尽くして話し合つて、二度と再び、こういうことが来た場合でも対応できるように、六条の三の二項をどう生かしていくのか、こういうことについて万端漏のない対応をお願いしたい、こう思っております。

時間がありませんから、その次に進みたいと思ひます。

先ほどもちょっと話が出ましたけれども、長い間一兆五千億とか一兆八千億という、法律によって国が負担すべき負担金、私は補助金と負担金を峻別して申し上げておきますけれども、補助金といふのは出さなければならぬ、その割合は法律でちゃんと決まっております。そういう点で、私も六十一年に予算委員会では補助金、負担金の問題について、地方財政計画に書いてあるそういうものをもとにしまして、地方財政法十條あるいは三十四條等をもとにしてやつた結果、問題があるじゃないか、こう言いましたら、経常経費については、大蔵省は非常な努力をして、六十二年度からはきちんと経常経費の中において法律を直すべきものは直す、そしてきちんと負担すべきものは暫定措置のいわゆる補助金、負担金の削減というものを基について計算をしてきました。そして三年間過ぎて、本年度から補助金、負担金の問題はもとに戻すという約束でありました。見事にこの約束を破つたのです。これは大蔵省が破つたのでしよう。その破つた大蔵省のあれについて自治省が追隨したということもおかしい。しかし、財政がななんだからしょうがないじゃないか、これはわかります。

そこで残つたものは何かといふと、公共事業です。そして物の本に、大蔵大臣は、その残つた公共事業、言ってみますと補助金、負担金の問題で金額が大きいのは公共事業関係です。今度、経常経費については整理されました。残りの公共事業については二年間の暫定措置として、あと今度本格化するんだ。私の見るところでは、現状における法律の中においては負担をするあるいは補助すると書いてありますが、現実には負担をするを書き直さなければいかぬ部分が幾つかありますけれども、金額は大きいんですよ。それを直すというわけですか。直すのに、何か専門的な委員会等を設けて二年間営々と努力するというのが自治大臣と大蔵大臣の約束ですよ。覚書があつて、

「公共事業に係る補助負担率については、関係省庁間の検討会を設置して総合的に検討を行う。この場合、昭和六十二年度引下げ分については」云云と書いてあります。

そこで、これから二年間やるわけですから、今申し上げた六十一年の点で経常経費を全部整理しました、私はこの大蔵省の努力に対して評価します。そのときの大蔵省の担当官が、今だから申し上げても、投資的経費についてはなかなか手回りがかかりますから、ここ二三年待つてくさいと公式にありました。公式と云うのも、私の部屋に来てそう言ったのですが、それはわかりませんが、一生懸命やってくれよと言ったから、まだできてないし、あと二年間やると言うのです。私はばかですね。大蔵の官僚の人が来て、一生懸命やりますから待ってくれと言ったから、待ちましょと、そうしたらいまだに実現してありません。これは私の告白ですよ。したがって、この覚書に基づいて検討会を設置してやっていただきたい。

と申しますのは、今度の予算をするときに、大蔵原案が出るその前に、一月十日か十一日やって、その次に一遍やって、十八日に三度目の会合で両大臣で決まったらでしょう。何の準備もしない。平素から勉強しているのだから会合しなくてもわかっていと言いかもしませんけれども、何も準備なしに検討会が進んでおった。そして決着した。それで暫定措置だ。これではどうにもならないと思うのですよ。きちんと納得いくような、合理的な、そしてバランスを失しないようなそういうものをやっていただきたい。

私が心配するのは、経常経費というのは議員もあるいは地方の方も余り心配しない。どういふ事業が公共事業としてやられるかという、公共族というの大きい圧力になっているのです。東京に集まるのも予算をとるのも、わいわい来ているのは全部公共事業が欲しくて来るのです。それだけに簡単じゃないわけですよ。この公共事業の負担金等について、この暫定期間に必ず準備をして

全力でやり遂げる決意があるかないか。しかも、さっき言ったように、今度は経常経費等についてはたばこ消費税の二四％というのが、私から言わせると、従来の大蔵の姿勢からいって、ひょうたんからこまが出たように交付税の対象になってきましたけれども、公共事業で負担金の切り下げを是正したいと、負担が起こってきますよ。そういう財源措置も含めてどういふふうにするのか、大蔵大臣にお聞きしたいと思っています。

○村山國務大臣 経常経費の分は今度たばこ税の二五％ということで決着をつけさせていたいただいたわけですが、公共事業の方は何分この状況でございますので二年待っていただくとい、その間に関係省庁で検討して必ず決着をつけます、こういうことを申し上げたわけでございます。これだけ延ばしたのでしたら、もう延ばせないだらうと私は思っております。細谷委員はその辺のことは全部御承知でございますので、今度本当にやるつもりだ、こういうふうにとつ信用していただきたいと思えます。

○細谷委員 大蔵大臣、責任を持って対応すると、それを私は信用するにやぶさかではございません。ぜひひとつやっていただきたい。しかし、これはもとへ戻した、銭はおまえのところで適当に持つてこいやというわけにはまいらぬと思うのです。今度のたばこ消費税が一般財源として地方に配られたと同じように、何らかの対応をしなければ六条の三の二項の精神にも反しますし、対応してもらわなければいかぬと思うのですが、この問題についての自治大臣の決意のほどをお聞きしたい。

○坂野國務大臣 大蔵大臣から御答弁がありまして、たばこ、私と大蔵大臣との間に、公共事業については二年間にじっくり検討して、二年後には「復元するものとする」という約束がございまして、その約束に従って精いっぱい努力をしてみたいと思えます。

○細谷委員 それでは、余り時間がありませんから、もう一点お尋ねしたいと思うのです。

地方債、これも相当大きな額で、七兆円とか八兆円に上る額とする額の地方債を発行する。その地方債は一般的には縁故資金という形で公募債というものが団体を指定して、公募債発行の権利を有する県、これは全部の県にありません、あるいは市というものがありません。言ってみますと、三千三百の地方団体のうちで代表的な県、島根県などこれに入っておられませんか。新潟県は入っておられませんか。新潟県も公募債発行の県に入っておられませんか。大臣、知らないのですか、自分のお国でしよう。新潟県に入っている。やはり大臣の地元ですか。そういうことで、前の総理大臣の島根県などは入っていないですよ。三十五ぐらいしかないはずで、大きな市と府県と。それはど三千三百のうちのえりすぐった財政能力を持っておるところに公募債というのが許可されておるのです。

その公募債というのは、枠はもろもろ自治省が大蔵の意見も聞きながら決めておるのでしょうか。そして、その枠内において、公募債を許可されておる団体がシンジケート団に融資を申し込む。それで公募債というのをやります。一年間におおよそ一兆円ぐらいでしょう。そういう公募債があるわけでありませう。

私は、実は四月二十五日の読売新聞を見て、「地方債市場マヒ2か月」という大きな見出しが出ておりました。地方債についてこれほど大きく見たことありませんから読んでいきまして驚いた。国際的なBIS、こういうものの決定に基づいて国債、政府保証債と地方債の間では区別はつけますよ、地方債にはリスクがある、区別をつけます、借りるのならば利子を余計出しなさい、こういうことが決まったら決まらぬかという形で出ておるのです。これは、文章を読むともう怒り心頭に発するよう、おとなしい新聞記事を書く読売にしては物すごい記事が出ておるのですよ。大蔵大臣、これをお読みになってどう感じましたか。

○村山國務大臣 今その新聞は私は読んではお

ませんけれども、BISで、国際業務をやっておる金融機関について、お互いに競争条件を同じにしよう、しかも非常に金融の国際化が進んでいるのでリスクが非常に高まっている、金利リスク、為替リスク、流動性リスク、したがって、そういう意味でまず金融機関を健全化しなければならぬ、しかも平等の条件のもとで。そこで、自己資本比率というものを、ある目標を定めまして、資産の持つリスクの程度に応じてこれから考える。あと二年まではその準備期間で、二年たちますと、それからまた二年の間、その間は経過期間にし、自己資本比率というものを危険資産に対して七・何％、七・二五でしたか、最終的には八％に持っていくという作業がBISで行われたわけでございます。その中の一つで危険率をどれだけ見るか、危険な資産に対してどれだけ見るか、こういうことでございませう。そして、これは国際的に統一した基準でやらざるを得ない、こういうことであつたわけでございます。

そこで、地方団体をどのようにとらえるかというのですが、これは実は千差万別というのが本当の姿でございます。しかし、やはり国際会議でございませうから、あるルールを持ってやらなければいかぬ。そこで、いろいろな国がいろいろな地方団体を持っておるわけでございます。アメリカにしても西独にしてもフランスにしても英国にしても日本にしてもあるわけでございます。それそれぞれの団体の成り立ちが違つてございませう。しかし、一つの基準でやらう。私が聞いたところでは、原案は、リスク二〇％で統一しようという議論が持ち上がりまして、ほぼ、みんながさうだそうだと云うのださうです。しかし、そのときに我が日本の代表も、大蔵省から出ておるわけでございますが、日本の地方団体というものはおっしゃるようなところでございませうのだから一律二〇％は絶対いかぬ、こういう主張をいたしました。そこで、それではある程度アローアンスを認めよう、しかしそれはお互いに見せ合、お互いに勝手なものをつけられては困るからお互いにあ

れを出してお互いに了解のもとにやろうじゃないか、こういうことになったわけでございます。

そこで、結果といたしまして、ほとんどの国が、これは国によって違いますが、アメリカ力が言っておりますのは、地方団体の種類によりますが、リスク二〇％のグループ、五〇％のグループ、一〇〇％のグループ、一〇〇％という民間企業と同じリスク資産に入るわけでございます。この三つに分類した。英国は一律二〇％のリスクがあるものと見る。フランスもまた二〇％である。今提示しているのはそこまででございますが、カナダはやはり原則二〇％、連邦ですから、州はゼロにしてくれということでありまして、そういう中で日本は最低の一〇％をとった、こういうことでございます。したがって、それが危ないとかんとかいう話ではなくて、金融機関の自己資本というものを確かめるのに計算の根拠だ、こういうふうにおとりいただきたい。それだから、日本の地方団体の公債は危ないのではない、そんなことはもう全然ない。許可制度にかけてはこれだけしっかりしておる。これは金融機関の自己資本というものをどう確保しなければならぬかというだけの一つの目安に使った指標である、こういうふうにおとりいただきたいと思います。

○細谷委員 大蔵大臣の答弁にはちょっと異議があります。

お説みになっていませんからこの読売新聞の記事をちょっと。「大蔵省銀行局では「地方自治体の財政がすべて健全というわけではない。欧米の金融大國はリスクを二〇％としており、カナダは一部（州政府）がゼロだが、日本単独でゼロにはできない。BIS基準のリスクウェイトは銀行経営の健全性を確保するための指標の一つに過ぎない」とに債券市場は過剰反応しているのではないかと」とし改めて見直しを考へないことを「強調した。ですから、この点に関する限りは自治省の主張と大蔵省の主張は真向から対立している。「BIS基準設定の背景には、海外進出が著しい

わが国の銀行の活動に一定の枠をはめようという米、英の思惑があったとされる。地方債市場への波及は、いわば国際協調を重視する大蔵省と、「初めて聞く言葉であります。自治省は国内派だ」というのです。「国内派の自治省の対立だが、今のところどちらも譲る気配はない。あなた国内派、大蔵大臣は国際派。国内派と国際派でありまされども、大蔵大臣、あなたは車の両輪と言っているでしょう。今まで国と地方、言ってみますと、国債と政府保証債と地方債というのは許可制で、裏にきちんと法律に基づいて、あるいは計画に基づいて地方債が決まり、許可され、それに基づいて発行しているわけでありまして。話にありましたニューヨーク、アメリカ第一の都会、世界の都市と言われるニューヨークは財政破綻したことがあります。ですから、そのリスクという考えはいいでありまして、日本の今までのやってきた地方債についてはそんな心配は一つも要らぬです。要らないようにやっておったのでしよう、大蔵省も自治省も、それを言葉では車の両輪だと言っているけれども、親子関係のような利子の差、現実には差がついてくるのです。三月、四月は地方債を発行できなかった。五月は八百八十億円の公債債ができました。だけれども、利子は二十五銭上がっているのです。国債や政府保証債よりも。被害でしよう。

きのう地方行政委員会が財政局長はうまいこと私をこまかそうとした。六月になつたらいい傾向が出てきた、こういうことだが、実勢は二十五銭の差が大體今六十銭ぐらいになっているのです。その程度までついてきている。その点においては財政局長はだんだんと戻って同じレベルになるようなことを言いますけれども、そうじゃないようです。からくりがあるのです。ですから、時間が来ましたがもう余り申し上げませんけれども、これはもとよりBISでは、それぞれ国の自主性に基づいて判断してもいい。その中において大蔵省は、どういふわけか知りませんが、けれども、最初の表になかった一〇％を新しく設

け、これを地方債に適用する、そういうつもりでやった。その結果現に利子に差がついておりま。地方の負担です。こういうことでは困ると思。うので直していただきたい。直していただきたいと言つても、こま大蔵省と自治省が対立して。いるのですから、はいそうですか、あしたから直。しますよというわけには、メンツ上いかぬでし。う。大蔵大臣、そうでしょう。十分協議をして車。の両輪という原則に立つてひとつこの問題を処理。していただきたい、こう思いますが、いかがで。す。

○千野政府委員 私がこの会議に我が国の代表として出席をしております、いろいろな折衝を重。ねてきたものでございますので、経緯については。私が一番詳しく知っているわけでありまして。

我が国の考え方としては、先ほど大蔵大臣が御。答弁を申し上げたとおりであります。私ども日。本の地方債の特殊性といふことは十分にわきま。えております。したがって、いろいろな事情を説明。して、何とかひとつ国並みのリスクウェイトに近。づけたいといふことで最大限の努力をしたわけ。であります。

ただ、やはり各国としては、これは国際的な統。一ルールをつくるということであつて、その場合。に国のリスクと地方公共団体のリスクが全く同じ。だといふことは各国の共通ルールとしてはなかな。か難しいといふのが大勢でございます。先ほど。大臣が御説明しましたような経緯でございま。し。このことでは具体的なリスクの度合いがどう。であるとかいふことではございませんで、何と。申しますか、リスクの種類を資産の種類ごとに大。まかに、世界の各国の制度も違い、いろいろな慣。行も違うわけでございますが、そういう各国が何。とか曲がりなりにもルールをつくる上での大まか。なめどとしてつくつたといふことでございませ。んで、そこは御理解をいただきたいと思ひます。

○村山国務大臣 今のようなことでございま。し。問題は地方債にリスクがあるかないかといふ

話ではないのでございます。そうではなくて、自。己資本を充実する場合の目安として何を求める。か。答えは、要するに自己資本を充実させたい。これだけのものにすぎない。そのときに仮に使。われたリスクである。やったから危なくなるとか。そんなものでは全然ございせん。どうぞひとつ。我々は、地方債は日本の公債債がいかに現実の。ものであるかよく承知しております。そんなことは。全然心配しないのでございませう。やはり国際金。融機関の自己資本を充実するという意味の共同作。業の一環としてやられたものである。それはま。た、今は自己資本を堅実にしておくといふことの。必要性は我々はよく知っておるわけございま。す。そういう指標として使われたものにすぎない。といふことでございませうので、御理解いただ。きたいと思ひます。

○細谷委員 危ないとかそんなものじゃない。と。にかく国際的な世論に押されて、所によつては。今までの一〇％という水準まで設けた上で努力。してやつたのだから、自治省のめよ、自治体の。めよ。そして現実には、それは言葉だけのものでは。なくて現に利子というものが違つてきております。地方の負担であります。でありますから、あなた。が言うように、国の財政と地方の財政とは車の。両輪だ、一つが傷がでたらもう走らぬ、こうい。う言葉の大原則に基づいて、ぜひひとつこの問題。については両省協議をし直して、BISからは命。令で来ているわけではないでしよ、各国の実情。に基づいて決めると言っているわけですから、や。つていただきたい。これは覚悟を決めるとかなん。とかいふ問題ではない。原則、国と地方との基。本的な関係、地方自治の精神、こういうものから。いっても、今までの差のついてないものを差をつ。けるといふのはまさしく親子の関係、強い者勝ち。といふことになりませうから、自治大臣、ひとつ決。意。のほどを聞かせていただきたい。

○坂野国務大臣 この問題は、実は私もきのう初。めて聞きました。それから、事務当局にもその後。随分今までの実情といふものを聞きました。きよ

うはまた大蔵省事務局から対外的な経緯というものを聞きまして、先生のおっしゃるような、しかも読売新聞に出ていたようなことと事柄は極めて重大でございます。国際問題だから辛抱しろと簡単に言われまして、これはやはり地方債の発行に支障を来すということになってきますと、事は重大でございます。そうかとい

って余り興奮をしないで、実態を見きわめて、自治省に聞いてみますと、自治省の事務局は納得していないと言っておりますから、これは大蔵省とじっくり冷静に状況を見ながら、また今後の市場の状況というものをにらんで、大蔵省も大臣を初め、地方債の安定性といえますが、リスクのないということ、国債に準ずるといふ気持ちももう実情よくおわかりだと思えますけれども、また国際的なそういうことがあったからといって、これはやむを得ず納得しなくてはならない、これはなかなか地方団体が、やはり影響が出てきます。みんなまだ余り知らぬからいいようなものが、だんだんそういうことが問題になってきますと、これは米の自由化と同じように問題になるおそれがありますので、私も、事柄を政治的な問題として、やはり大蔵省に考えてもらわなければいかぬという気持ちがありました。

○細谷委員 終わります。
○小澤委員 小谷輝二君。
○小谷委員 きょうは大蔵大臣、忙しい中、当委員会に来ていただいたわけでございますので、大蔵大臣に質問を絞ってお尋ねしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

はどのように認識をしておられるか、お尋ねしたいと思っております。

○村山国務大臣 地方財政も国の財政と同じように、オイルショック以降、非常に客観情勢が厳出要求の圧力にもかかわらず経済は余りよくなかったということからいたしまして、財政状況は一時に比べて悪くなっておる、こう思っております。特に三千三百という多数の団体でございますので、その間、不交付団体もありまして、交付団体でもいろいろな格差がある。厳しい状況にあって、今後とも財政の効率的な運用をしてこれを直していかねければならない。そしてまた、その点は国とともに同歩調で相ともに手を携えて再建に向かわなければならぬ、こういう状況にあると認識しております。

○小谷委員 今大蔵大臣も地方財政の内容について、かなり深刻な状況であることを認識しておられるようでございます。私が申し上げるまでもございませぬが、平成元年度の地方自治体の借入金の見込み総額でも、六十六兆八千二百六十四億というふうな高額になっておるわけでございます。また、個々の地方団体の六十二年年度の公債負担比率も、地方自治体の財政の健全化の一つのパロメーターということになっておるわけでございますけれども、全国平均でも一三・五％、大変な状況でございます。特に危険ラインと言われる二〇％以上の団体が約三割、九百六十九団体、このように大幅にふえてきておるわけでございます。特に道府県の公債負担比率は一八・二％、これも財政危険状態と言われる状況に迫っておる、このような状況でございます。

と地方財政も国の財政もおかげさまで少しづつよくなっているけれども、三千三百団体を子細に見ますれば、そこにはいろいろな違いがあることもよく承知しております。

そういう意味で、一方において今後国の新規特例債もよりやう来年度脱却できる見込みが立ちつつありますので、脱却後、国の財政はまた新しい財政再建策を決めていかなければならぬと思っております。公債残高が百六十二兆あるとか利払いの割合が二割あるとか、いろいろなことからいまして大変でございます。そしてまた、地方のいろいろな御協力を得まして、今までやりくりでやってきたいわば隠れ国債と言われるものもたくさんあるわけでございます。そして平成四年度からはNTTの株の売却収入というものはありませんので、さしずめ二兆六千億ぐらいのものは生み出さなければいけません。定率繰り入れのために、それで、新しい財政再建の手法をこれからほぼ一年かけて確立していきたい、それを目指してやっていきたいと実は考えているのでございます。

ですから、国と地方の財政は非常に連動しておりますので、そういう指標ができましたなら、あるいはできる過程において自治省の財政当局と緊密な連絡を図りながら、相ともに具体的な、そして確実な今後の中長期的な財政運営の指針を決めてまいりたい。やはり非常に連動しているわけでございますので、国だけの話ではございません。国と地方は手を携えて相ともども財政再建に向かつていくこと、これが行政の責任者としてこれから何より大事なことであらう、こんなふうに考えておるわけでございます。

健全化、これはどんな処置をとられましたか、大蔵省として。

○委員長退席、大野（功）委員長代理着席
○篠沢政府委員 税制改革の結果といたしましては、先生既に十分に御承知のことではございますが、結論的に申しまして、地方の方にもいわゆる税制改革に基づく減収超過があったことは事実でございます。

これにつきましては、基本的に税制改革では、地方間接税の減収分は消費増税としての確保、それから交付税の減収分につきましては消費増税を交付税の対象に加えることによる完全補てん、それから住民税の減税につきましてはこれは地方の自主的な御判断にまわすわけでございますが、おおむね税の自然増収により対応するということが基本になっておると思っております。もちろん、交付税の方が若干余裕が出ましたので、一部これが回るということにもなるかと思っております。これが回るといふこともありますが、国の方へ減税超過があったわけではございますが、国の方も大幅な減税超過を持ったわけではございません。国・地方両方を通じて見ますと、消費増税の配分額割合というものは地方の方に若干手厚くしたということと自治省と大蔵省の間で話し合いが行われたという点を御理解願いたいと思っております。

七

ただいま先生おっしゃったような数字、合計で二兆六千億の減税超過というのが今回の税制改革の姿になっておるわけでございます。いわばもとの税収に対して今度の新しく創設された税収というものの割合を見ますと六八％に相なるわけでございます。国・地方を通じて六八％になるわけでございますけれども、結果的に国の方は六六％のいわば措置率であり、地方の方は七一％の措置率という結果になっておまして、先ほど申しましたように、減収は減収、そのとおりでございます。す、税制改革全体としての減収超過ということもございまして、その補てん率につきましても、若干地方の方が手厚くなっているという点だけは御理解をいただきたいと思っております。

○小谷委員 また、先ほど議論がありました補助率の一律カットにしまして、本来これは国の責任を地方に転嫁したものであって、一部生活保護費等に係るものにつきましては百分の七十五で恒久化された、これはたばこの二五％で補う、しかし公共事業等についてはカットされたまま暫定継続、こういうふうなことがなされたわけでございますけれども、これは国の地方に対する裏切り行為である、まさにそのとおりである、こう思うのですが、大臣どうですか。

○村山国務大臣 最初のいわゆる補助率カットという段階から、その期間が過ぎたらもとに戻すということは言っていないのでございます。あくまでも、その暫定のものを最終的にどうするかというものを、国・地方の役割分担あるいは費用負担のあり方、それから両方の財政事情などを考慮しながら決めるべきであるということが旧臨調あるいは新行革審その他この補助金の検討会等であって、その中でございまして、それらの趣旨を踏まえて、そして今度決められるものは決めさせていたで、そして恒久財源を決めました。暫定措置として延ばさざるを得なかった公共事業に係る分については、これはあとことしと来年二年間お待ちください、こういうことにはいたしたのでございまして、その点ひとつ御了承いただきたいと思

います。

○小谷委員 自治大臣にお尋ねします。

これは暫定は継続になったわけですが、暫定ということとはことし期限が切れたらもとに戻す、こういうことであると我々も認識をしておりますし、何回か当委員会においても歴代の自治大臣はそうにお答えになっておられる。当然もとの補助率に戻すべきである、こういうことであつたわけですが、どうなんですか。

○坂野国務大臣 大蔵大臣からもお話がありました、確かに成文上はもとに戻すということとはなかつたと思ひますけれども、地方自治体にはいたしましても、自治省の関連した皆さんは、これはもう暫定措置であることは間違いないわけですから、暫定の期間が終わつたら当然もとに戻るだろうという期待感が強かつたことは事実でございます。

私もそういうことで、そういうものを前提にいたしまして大蔵大臣とも今般再々にわたつていろいろお話ししたわけでございますが、きのうも申し上げましたように、総合的に考えてみまして、問題は地方財政にマイナスになるような措置は困るわけでございますから、むしろ地方にとつて恒久的な立場からいって、地方財政を圧迫しないということから問題を考へて、そして今御案内のとおり、いろいろ国と地方とのあり方をどうするかというような問題は各方面で検討している段階でございますから、そういうものを踏まえて、当面は、形の上で一〇〇％還元すればこれに越したことはないわけでございますけれども、それよりも総合的に考へて、地方の恒久財源、一般財源をふやすということもこれはまた地方にとつては極めて大事なことで、そういう総合的な観点に立つて最終的に処理した。しかも、大蔵省の事務当局が先ほどからおっしゃっているように、痛み分けは国と地方とでむしろ国の方に痛み分けの程度を大きくして、地方の方はむしろその点は重要視していただいたという結果になつたという点だけはひとつ御承知いただきたいと思

次でございます。

○小谷委員 この前新聞社の世論調査を見ましたら、宇野新政権をどのように評価するか、こういう世論調査が出ております。その結果を見ますと、よい選択であつたというのが一九％ということでございます。かなり低い率でありますけれども、これはリクルート事件が一応解決した後でございますので、この事件があつたこともさることながら、この事件だけではなくして、消費税を導入した自民党の宇野政権であるということでも非常に支持率が低いわけではなからうか、このように思うわけでありまして、また、朝日新聞の世論調査では支持率が二八％ですが、不支持が四四％というふうにもなつておるようであります。

そこで、自民党の後継総裁、これを選出される経緯の中で、村山大蔵大臣も総裁候補としての名前がちらちら報道されたわけでございますが、参議院選挙を控えて消費税のイメージが非常に強いという理由で総裁候補から外れた、このような報道も一部ございました。消費税がもしなかつたとすれば村山新内閣も可能であつたのではなかつたかとも思ふわけでありまして、政府・自民党内におきましても、消費税は国民の反発が非常に強いので、その消費税を導入した責任者でもある村山大蔵大臣が総理になられることについては参議院選がやりにくいのではないかと判断があつたとも言われておるわけでございますが、その点、一連の流れ、消費税に対する考え方等について、まず大蔵大臣の所感を伺つておきたいと思ひます。

○村山国務大臣 消費税の創設を含みます今度の税制改革というものは、やはり今後の高齢化社会あるいは国際化社会をにらみまして、そして今税体系として持つておきます不公平感、これを払拭していく、そして所得、消費、資産、バランスのとれた税制を構築して、そして今後高齢化社会になつても活力を失わないような、むしろその基礎をなすような安定した税制体系を築いていく、こういう観点で今度の税制改正が行われたわけでございます。

しかし、この消費税というものは、日本では初めての制度であることはもう御案内のとおりでございます。したがって、一方においてこの四十年間の懸案を一挙に解決しようという大改正、その趣旨なりあるいは全体像というものが国民にまだよく理解されてない。国税、地方税を所得課税におきまして、所得税、住民税で三兆三千億減税しておる。それが納税者にどうなつておるかというふうなこともよく理解されてない。また、所得課税と関係のない、いわゆる社会的弱者と言われる方々に、歳出でどういう手当をしていくかというところもまだ理解されてない。こういうことが一方にあり、それから他方に、やはり消費税というものは、毎日毎日の買い物の中でそれが幾らかかるかということが目に立つわけでございますので、特に家庭の奥の方を中心にして、煩わしい、こんなものはない方がいい、こういう気持ちがあるというところはよく承知しておるところでございます。

したがって、政府といたしましては、これらの措置につきましても、これからできるだけわかつていただくように、推進本部を通じてあらゆる努力をする必要があろう。そしてまた事業者、消費者、特に消費者でございまして、これらの人々の不満や不平に謙虚に耳を傾けながら相談に應ずる、あるいは積極的な広報をするとか、こういう地道なことを粘り強くやることではないと、今度の消費税を含む税制改革というのは定着しないんじゃないか、そう思つて、今後真剣に各般の努力をやつていくつもりでございます。

内閣の問題につきましても、もとより党が決めたいわけでございますし、宇野総理が最も適任であるということでございますし、私自身もそう思つておるところでございます。

○小谷委員 この消費税が導入されてもう二カ月半、三カ月になつたわけですが、反対がある、このことについては一生懸命にPRをして、内容を説明してそして理解を求める、これは話がわかりま

実質的な問題は、一部の業種で、その業種のうちでもある特定の人が便乗値上げをやったというところの問題、あるいは下請企業者の一部で、親企業からやられて転嫁ができないというのものもあると聞いております。その他実質的な問題は、予定されたものから言いますと、そう多くはないんじゃないか。

ただ、先ほども申しましたように、非常に煩わ

活にまで消費税というものの負担といえますか、生活の中に食い込んでいっているという状況であり、特に逆進性の強い、お年寄りとかまた所得の少ない人なんかは減税の恩恵がないわけですから、まるつきり毎日の生活が直撃されているという状況の中で、世論調査にもありますように、九二・八％、こういう人たちが、よくない、消費税は困る、こういう回答をしているわけです。そこ

うのがいっきりにしてくる。したがって、そういうところからやはり非常に痛税感があるということとはよく承知しているのです。ごさいます。

したがって、この問題は、さきの繰り返しになりますけれども、やはり根気強く御理解いただき、そしてこういうことになるんだということをよく知っていただく、これがやはり政府としてとるべき態度ではなからうか。問題は、これからの

と思います。既に責任ある総理が二人まで、自分の任期の間はやりません、こう言っているわけでございます。大蔵大臣村山としてはもう上げるつもりは全然ございませんし、そしてまた、日本の状況を見ておきますと、今これだけ好景が続いているわけでございます。三％の率というのは世界でも最低の率でありますけれども、非常に大きなGNPでございますので、これで十分我々が目

的としておる高齢化社会への安定した歳入構造をとることができるとある、こう思っております。どこかのテレビで私言ったのでございますが、このまま景気が続けば、そして特別の財政需要のものが出てこない限りは、二十一世紀までの税率で続けられるのじゃないか、これを希望の観測として申し上げておきます、こういうことを申し上げたことも事実でございます。

○小谷委員 今全国の地方自治体におきまして、自治体の場合は特に住民とのつながりが密接でありますし、日常生活にかかわる行政需要そのまゝ現場で対応しておるわけでございますので、特に地方自治体が住民の立場に立って、消費税の転嫁問題については重大な影響があるということで、公営住宅家賃、また水道料金、このような一部のものに對して消費税の転嫁を全面的に見送った、こういう地方自治体がかなりあるわけでござい

特に、東京、京都、宮城、千葉、愛知、兵庫の六都府県や政令都市では、公営住宅家賃への転嫁を全面的に見送ったというような報告を受けておるわけでございますが、このような自治体の消費税転嫁をめぐる動きに對して、大蔵大臣としてはどういふ見解を持っていらっしゃるでしょうか。

○村山國務大臣 地方団体の一部の中に、今委員のおっしゃったようなこれを見送っておられるとかいふ動き、そういう団体があるというところは承知いたしております。またしかし、この消費税への対応から申しますと、決して好ましいことではないと思っております。自治省の方でいませつかくいろいろの話し合いあるいは御指導されておるといふことでございまして、その対応がうまくいくことを今期待しておる、こういう状況でございます。

○小谷委員 消費税につきましては、三年たてば一応見直しをしたいということでございますけれども、現状と国民の求めるものを十分把握され、論議を尽くされ、消費税の廃止も含めて見直しをしていただく方向で検討していただきたい、この

ように思っております。最後に聞いておきます。時間がありませんので、最後に聞いておきますけれども、不公平税制の是正は大きな課題でありまして、今まで議論も尽くされてきたわけでございます。特に私が思いますことは、キャピタルゲイン課税、株の譲渡益に對して今までの原則非課税から原則課税ということになったわけでござい

ますけれども、これはむしろ今回の税制改革で不公平を大きくした、このように私は思っております。というのは、今まで発売に對して株数また回数等の制限がございました。ところが今回、それは青天井、なおかつ機関投資家と言われるかなり大きな株の取引の扱いをする企業とか法人に對しては、今までもこの株の取引の経費は〇・二五％安くなるわけです。優遇されているわけです。一般庶民の、例えばサラリーマンの奥さんとかサラリーマンとか、わずかな金の売買に對しては今までも経費としては〇・七％がふえる、こういうことになるように思っておりますが、これは間違いありませんか。

○村山國務大臣 二つの点を申し上げます。今までは原則非課税でございました。今度の改正で原則課税にしたわけでございまして、結論から申しますと、非上場株の譲渡あるいは未公開株の公開に伴うものにつきましては今度は申告課税でございまして、それ以外のものはまだ捕捉体制ができておりませんので、そこで源泉分離課税、こういうことにいたしましたわけでございまして、しかし将来の問題として、所得税というものは総合課税をやるのがやはり税の建前としては当然だということとで、その執行体制の整備を待つてやろう。

どのような執行体制をやるかということになりますと、いわゆる納税者番号というものを考えておるわけでございます。ただ、納税者番号というときには、年金番号にしてそれを使わせてもらった方がいいのか、人口管理まで含めた番号にした方がいいのか、せっかく提案されているわけでございまして、できるだけ広範囲にこれが使われることの方が望ましいのじゃないかという

ことで、今各省庁、十三省庁で鋭意検討している最中でございます。だから、それができると総合課税の道が開かれていく、こういうことでございまして。執行体制がでないで法文だけ総合課税の建前をとりますと、これは実に不公平なものになるということもみななわかつておるわけでございまして、しばらく時間を、御猶予を願いたいと思ひます。

それから有取税の軽減の問題でございます。これはもと昭和二十八年に所得税の譲渡所得の総合課税を廃止する、原則非課税、その代替手段としてこの有価証券取引税というものが導入されたわけでございます。そのときに、本来でいうと個人だけでよかったのでございまして、あわせて流通税として法人も納めていただく、こういうことになって、現在では二兆円を超える、酒の税金よりも大きくなった、こういう税でござい

ます。そういう経緯が、代替的な関係があったものでございまして、今度万分の五十五ないし五十を、経過期間で違いますが、万分の三十に下げたということでございます。その点は法人に對しても合わせ、従来の経緯を考えて同じようにした。ただ御案内のように、法人税は全部総合課税をして、そして所定の税率で法人税を計算するわけでございまして、そのときに有価証券取引税というものは法人税計算上、損金になるわけでございまして、したがって、黒字法人にとつてみれば下げようが上げようが損金に入るわけでござい

ますので、最終的な法人税負担には変わりない、その点もひとつあわせお考え願いたいと思ひます。○小谷委員 地方財政の充実強化と消費税の廃止を前提とした見直し、さらに不公平税制の是正等を大蔵大臣に特に強く要望いたしまして、質問を終わります。○岡田(正)委員 岡田正勝君。○岡田(正)委員 大蔵大臣は、国民が怨嗟の声を上げておる消費税を定着させる目的のために留任

をされました。心からおめでとうを言いたいところですが、そうはいかぬところに残念なところがあるのでありますが、本日、私に与えられた質問時間は二十二分でありまして、非常に短いので、答弁を簡潔にと、あらかじめひとつお願いを申し上げます。そこで、今地方交付税の審査でございますが、地方交付税の中に二四％消費税の中から入ってくるわけですから、非常に関連がありますので、消費税関連のことについて質問を重ねていきたいと思ひます。

まず最初に、予算委員会では総理は、消費税の見直しの問題について、来年の五月なんてことを言わないで早急に手をつけるように大蔵大臣にお願いをしております、こう言われましたが、そのための政府税調はいつ始めますか。○村山國務大臣 六月末ないし七月ごろから始めて御勉強いたさう、こう思っております。○岡田(正)委員 その政府税調には暴れ馬が入っていますか。

○村山國務大臣 暴れ馬というのは恐らくこの前臨時になりました十人を指しておるのだらうと思ひますが、いずれももうやめておられます。○岡田(正)委員 六月のエンドにあるいは七月の初めというところであればまだ決めていらっしゃるぬかもわかりませんが、諮問の重点項目ぐらひは腹の中で決めていらっしゃるでしょうか。○村山國務大臣 諮問というのは新しいことを創設するときやる用語でございまして、そうでなくては、やはり見直しに必要な事項を、税制調査会の人方は専門家でございまして、よく相談しながらどういふチェックポイントでやるか、こういうことをお諮りしていく、こういうことでござい

ます。○岡田(正)委員 ということになれば、政府の方からこれとこれとこれについて御協議願いたいということをやるといふことはない、初めてではないのであるから、ということでありまして、それは確認をさせていただきます。

さてその次に、これも消費税に関係のあること
ですから、気分を悪くしないで素直な気持ちで答えて
いただきたいのですが、嫌なら嫌とおっしゃって
ください。返事はそれだけでいいのです。

立ち入ったこととありますが、大臣の年間の所得
はおおよそどのくらいですか。確定申告に出てお
るのだから隠さぬでもいいですね。

○村山国務大臣 公示制度がありますので、私は
やはり納税義務あるいは公示義務を大事にいたし
ますので申し上げますが、税額しか今公示になっ
ておりません。約千百万円ぐらいの税額でござい
ます。

○岡田(正)委員 自治大臣はどのくらいですか。
○坂野国務大臣 約二千万だと思えます。(岡田
(正)委員「税額ですね」と呼ぶ)いや、収入です。
収入という話でございましたから。税額を含んで
おります。

○岡田(正)委員 少ないですね。
続いて問いますが、貯蓄の関係、これは資産公
開で関係の方はみんなやっておられます。昨年の
十二月二十七日に村山さんも坂野さんもその当時
自己申告をしていらつしやいますので、トータル
してみますと、坂野さんの方が四千三百一十萬、
村山さんの方が二千二百一十萬、こういう大体倍
半分という状況であります。その後着々とふえ
ておりますか。

○村山国務大臣 これはいづれ、七月ごろです
か、閣議の申し合わせで出すことになっておりま
す。だから、詳細はわかりませんが、ほとんど異
動はないのだからと思うのです。

○岡田(正)委員 自治大臣、いかがですか。
○坂野国務大臣 私の方もほとんど異動はないと
思います。

○岡田(正)委員 そこで、私が消費税に関係して
特にお尋ねをいたしたいと思えますのは、生活費
にそれぞれどのくらいお使いになっておられるのか
御認識があるでしょうか、両大臣からお願いま
す。

○村山国務大臣 これは家内に渡しておるからわ
かりません。

○坂野国務大臣 私も同様でございます。家内に
任しております。

○岡田(正)委員 そこで、何で私がこんな質問を
したかといいますと、ここで質問がもう一つ入る
のであります。さて、減税をやった、大幅な減
税のかわりに消費税が来たということでありまし
て、国民の皆さんからそんなに憤りを受けるはず
はないんだがということ、小首をかしげていらつ
しやるのが政府であらうと思えますが、減税の恩
恵を受けていない階級があるのです。これがど
のくらいあるものかということをお答えくだ
さい。

○濱本政府委員 お答え申し上げます。
ただいまの岡田先生の御指摘は、一方で所得税
減税が行われる傍ら消費税の新しい負担が発生し
たします。それを差し引きしましたところで、ネ
ットで負担増になっている世帯というのはいく
らあるかというお尋ねだと思えますけれども、
考えてみますと、それに対してまずお答えを準備
させていただきます。それは、全世帯につきまし
て、それは収入階級別でもよろしいわけござい
ますけれども、それぞれの収入ごとの家族構成、
その家族構成ごとにはどのような形態の収入があ
り、どの程度の支出をしているのかということ
が、それが別にわかりません。つかめないわけ
でございます。この御質問をちょうだいしましたと
きに早速いろいろ調べをしてみました。今手
元の資料でそのような資料が存在いたしません。
○岡田(正)委員 大方そんなことだろうと思いま
した。

減税の恩恵を受けない世帯がどのくらいあるも
のか、その対象人員がどのくらいあるものかとい
うことは政治にとっては大変重大な問題でありま
す。大変重大な問題です。が、つづいて言いまし
ても、例えば六十五歳以上の御老人というのは全
人口の二二%に達しております。その数たるや
実に千三百万人を超えております。しかもいづ

れも有権者ですよ。さらに私調べましたが、年金
生活者、この人たちは非常に気の毒であります。
国民年金を受けていらつしやる人が七百二十四万
人もおります。それで、その人たちは月にどの
くらいの年金をもらつていらつしやるのかという
平均を出したら、二万九千円でございます。これ
は政府の回答ですから、きのうもらつたんだから
間違いない。それから、厚生年金の関係では三百
九十三万人が受給者ですよ。そして、その平均の
月額が十三万二千円です。それから、国家公務員
共済の人数が四十三万人受給者であります。この平
均の月額十七万七千円です。それから、地方公務
員の方が八十八万人受給しております。その平
均は十九万四千円でございます。

かくのごとく述べてまいりまして、平均いたし
まして、大変困つておられる世帯というのがテレ
ビ等にもよく出てまいりますが、御夫婦で十萬
円。今度新しく始まつた基礎年金制度で十萬円も
らつたとしても、その十萬円の生活費の中で、こ
の人たちはテレビを買つたり、自動車を買つた
り、ダイヤモンドを買つたり、毛皮のコートを買
つたりというような物品税の恩恵を受けるような
ものはほとんど関係がありません。もうその日そ
の日の食っていくことが精いっぱいでありまして
したがつて、消費税の影響というものはもろに十萬
円にかかつてくるのでありまして、ほとんど三
割もろにかかつてくるのでありまして、余剰もな
いこととあります。月に三千元も余分に支
出をしなければならぬ、こういうことになってま
います。おのずから自分の食べるものを減ら
すか、何か工夫をしなければならぬ。減らせば
体力が落ちる、体力落ちたら人生の終わりであり
ますから、どうしたらいいだろうかというので大
変苦しんでおられるというのがこいういわゆる低
所得者の方々の実態であります。それが怨嗟の
声となつて渦巻いておるのであります。

そういうことであるのかかわらず、消費税を
無理やり定着させようと大蔵大臣は頑張つてお
るわけです。だから、あなたは今働まれ役になつて

いるわけです。これは立場上いたし方のないこと
であります。さて、そういうかわいそうな立場
にある皆さんに対して、政府はどういう見直しを
しなければならぬかという反省を持つていらつし
やるのか、そしてそれはいつごろ手を打たなけれ
ばならぬと思つておられるのか、今何にも考へてい
ないのかということをはつきりお答えください。

○村山国務大臣 この問題は所得課税ではどうに
もならぬわけ、非納税者でございまして、歳
出で手当ていたしておるのでございます。

そこで、消費税により消費者物価はどれくらい
上がるであらうかというところは、これは経済企
画庁の推計でございまして、一・二%ぐらい上
がらう、こういうことです。これは消費税の直
接持つ意味ですね。これは新しい消費税と、物品
税以外で八つぐらいの間接税が廃止されました。
その差し引きの結果物価が一・二%上がるであら
う、こういうこととございまして。

そこで、歳出でとりまして平成元年度の措置か
ら申し上げますと、まず年金でございまして、年
金給付をどうするか。今まででございまして、消
費者物価が五%以上上がらないとそれは上げませ
ん、改定しません。今度は前年実績、六十三年度
の実績でございまして、これが〇・六%上がつて
おります。それは四月以降直ちに上げます。そし
て、十月から財政再計算になります。こうなりま
すと、給付は随分上がったまいります。それでこ
とではひとつ辛抱してください。しかし一年お
くれでは、消費税で上がった分だけでなくて消費者
物価全体が幾ら上がったか、それで完全スライド
いたします。だから、これは平成二年度になる。
だから、平年度というの是一年おくれで消費者物
価の高騰で全部給付を上げます、これでやるわけ
でございます。そのほかに補正予算で、特に年金
所得者の中でも弱いと思われる人、これは先ほど
はわからぬと言いましたけれども、七百五十万人
ぐらいは臨時給付金を出しているわけございま
す。そういうことをやっております。

それから、もう一つ出てまいりますのは障害者

第一類第一号 地方行政委員会議録第八号 平成元年六月十五日

一

一

一

一

一

という問題でございます。障害者自身についてはこれは大変でございますが、障害者を養っている方がおられます。これは税制で手当てできるわけでございますので、障害者控除、特別障害者控除を引き上げる、特に同居の障害者を養っているというようにすることについては大幅に上げているわけでございます。三十万ぐらひ上げております。それから、同居の寝たきり老人を見ているというときには、これは四十万円それだけで上げておる。それから、障害者に対する医療費控除、これはやはり養っている方の話でございますが、その対象範囲を広げる。それから、障害者の中でよく言われます車いすとか義足とか、これまで消費税がかかるのではないかと、こうおっしゃっているのですが、実はこれは公費負担なのでございます。公費で消費税の上がつた分を全部やりまして、それで支給するわけですね。そして、実費弁償は実としておるのでございますが、実費弁償の方は、それは据え置きます。そのほかに、障害者に対しての物品税、自動車ですね、あれは課税しなかったわけですね。その分も見てくれ、こういうお話なのです。それから、世帯厚生資金というのが貸付資金がございまして、自動車でございますので貸付限度大体二百万ぐらひにいたしまして、一・五%という超低利でお貸しいたしまして、いろいろな障害者の方のお話を聞いてやっているわけでございます。それから生活保護につきましては、元年度予算から四・二%給付水準を上げております。その他いろいろの手当がございまして、その点も大体その辺と見合せて上げているわけでございますので、歳出措置としては我々は気のつく限りはやらせていただいた。そしてまた、それらの人を養っておる人についても税制上やはり考慮しておるといふことで、気のついた限りはすべて手当ていたしておる。ですから、私は、その点は今言ったように自動スライドの分もございまして、大丈夫やっていると、そして平成二年度以降の予算についても、当然のことでございますけれども、それらに十分の注意を払っていく、こういう

考えであるわけでございます。○岡田(正)委員 ともあれ、やはり新しい税ですからね、国は実態の調査というものをと真剣にやっていた方がいい。それをやらなければ本当の把握はできないですよ。だから、ペーパーの上だけの論議じゃなくて、実態はどうなっているかなんていうことを心配をしてやる姿勢、これがやはり政治じゃないんでしょうか。それを強く要望をいたしておきます。さらに、その次の問題は、一番みんなが困っておる、いわゆる低所得者の人が困っておるの、水道にまで税金がかかってきたというふうなことです。ガスなんか今までは控除額が高かったですから関係がありませんでしたが、これも全部かかってくるというふうなことで、水道にもかかる、ガスにもかかる、そして食料品にも全部べたにかかるといふので、とにかく大臣の方のように、お二人のように非常に裕福な環境になれていらっしゃる方々は、三%で消費税を取られるというふうな思いです。おつり銭をもらうときでも、ところが、その払う低所得の人からいって、その一円がこたえる人たちが大変たくさんおるといふことを認識をしていただきたいと思います。そこで、今度の見直しという大臣の頭の中に、例えば先進諸国でやっておるような食料品あるいは教育、福祉、そういう問題についてはもう非課税とするというふうな考え方なんか頭の片隅にでもありますか。○村山国務大臣 これは技術的に非常に難しい問題、それから場合によると不公平を起す問題でございます。御案内のように、売上税を昭和六十二年に提案いたしました。廃案になりました。あのときは、おっしゃるようなこと、そして中曽根さんを出すのはなんでございまして、投網をかけるのはやめてくれ、こういうわけでございます。いろいろな議論をいたしまして非課税取引を五十一つくりしました。免税点を一億にした

のでございます。その結果どうなったかといいますが、これは大変だ、要するに……(岡田(正)委員「それはもうわかっていますから、やるかやらぬか言うて下さい」と呼ぶ)物が転々流通するわけでございますので、ですからそれは、この消費税の体系としてはかえって不公平になる、それから非課税にするのと逆に取引から除外される、こういうことがはつきりしてきまして今度の措置をとったわけでございます。したがって、非課税措置を広げるということは今考えておりません。今度の措置でも、転々流通するものについては大変でございます。したがってそれはやらなかったわけでございます。福祉、教育それから医療、これに限定させていただいたということでございます。○岡田(正)委員 わかりました。今の大臣の頭には、すなわち政府の頭には、食料品等を先進諸国並みに非課税扱いにするという考えは毛頭ないということが明瞭にわかりました。残り時間一分しかありません。したがって、最後に大臣の決意を聞いておきたいと思っております。国民の現在の政治に対する不信は実に大きなものがあります。これはもう御存じのとおりであります。そのけじめをつけようとしておりませんし、政治不信解消に対するその姿勢に対して、宇野内閣に対して大変失望しておる、そういうことが世論調査の上でもあらわれております。こういう事態でございますから、しかも、まことに言いにくいのでございますが、クリーンだと言われたはずの宇野さん自身に女性問題が暴露される。しかもこれが国内だけならよろしいが、諸外国にまでこの電波が伝わって、日本のリーダーに対する女性問題に対する倫理というものが大変厳しく問われておるときでありますので、私は、七月十四日から開かれる先進国のサミットへ宇野さんがお行きになるのはいかかというふうな状態でありまして、この際副総理格である村山さんは思い切って、もう消費税をつくったのですからそれ以上の責任持たぬでいいじゃないですか、この際大膽

率直に宇野総理大臣に対して、もうあなたもやめるべきときが来た、短かったけれども仕方ないと言ってその退陣を勧め、同時に国民の期待にこたえて解散・総選挙というのを訴えるべきである、進言するべきである、それが重要関係としての責任ではないかと思っておりますが、その決意を聞きたいと思っております。○村山国務大臣 さっきちょっと答弁漏れがありましたので、申し上げておきます。食料品に対してでございますが、付加価値税の祖國と言われるフランスそれからドイツでございますが、これが今から二十年前にやっております。ここではやはり日本より高い税率で課税しております。ここから大体スタートしたわけでございます。そのことを申し上げておきます。それから、今のお話でございますが、やはり政治改革というものはできるものから着実にやっていくということが大事だと思っております。我が党でも既に提案しておりますので、この辺をたたき台にしながら各党で、自民党とかなんとかいうことでなくて、私は政治の危機だと思っているので、本当に一日も早く改革が実施され、一日も早く少くすくすでも政治の責任を取り戻すことが大事だな、こう思っております。サミットについては、せいぜい宇野総理を先頭にして、我々は日本の立場、それから世界における日本の立場を主張し、そして所期の成果を上げたい、このように思っております。○岡田(正)委員 ありがとうございます。これをもって終わらせていただきますが、私にとりましては時間が余りにも短過ぎるので大変満足ではありません。最後につけ加えておきますが、とにかくもうあの宇野さんの問題も、国際的に公の問題になっちゃったんですから、これは個人の問題ではなくて、はつきりした答弁をする、全世界に対してはつきりと解明をする、もちろん国民に対してそれ

を明快にするということが当面の急務であると私

そしてリクルート事件のけじめをつける。そのためには、閣僚の資産公開にしても七月でなければ行わないなんて、そんなとろいことをやっているから国民の政治不信はいつまでたつても解決をしない、いらいらばかりが募っていく、こういうことでありますので、副総理格の重要閣僚として責任を持って宇野さんに、きょう帰られたら直ちに、あんたもやめる、おれもやめる、国会解散・総選挙へ行こうと言うぐらいの景気のいいところをやっていたきたいということを要望して、終わります。ありがとうございました。

○経塚委員 最初に、大蔵大臣に関する答弁についてお尋ねをしたいと思うのです。

四月の四日に私は大蔵大臣にお尋ねをしました。その前日の他の委員の質問に対する答弁では、消費税の三％については、つまり二十一世紀紀まではこれはもうきっぱりと上げない、こういう御答弁だった。私が翌日お尋ねいたしましたところ、「竹下総理も、少なくとも自分のいる間はこれらは上げません」ということを公約しております。」という御答弁だった。前の日は二十一世紀までは上げないとおっしゃった。翌日の私の質問に対する御答弁では竹下内閣の間、こういうことになっている。これは、朝令暮改ではなくして夕令朝改だと思ふのであります。きょう聞きますと、二十一世紀まで上げないというのは希望的観測だ、こうおっしゃった。これは一体どれを信用したらいいのですか。

○村山國務大臣　やはりはつきりしたことは御信用なすって大丈夫だと思ひます。竹下總理は上げない、それから宇野總理も上げない、これは本人が言っているわけでございます。私は別に二十一世紀まで總理であるわけでもございません。ですから当然のことでございますけれども、私が言っていることは、今の情勢を見ると、日本の景気が、続き、そして特別な財政需要がでなければ、経済家としてあるいは財政家として私が見る限

り、この三分というものは上げる必要がないのではないか、こういうことを申し上げたのでございます。

○経塚委員 四月三日の大蔵大臣の御答弁は、そういう条件はつけておらないのです。三％というのは相當な金額である、中長期的にはこれで賄える、二十一世紀まではその程度は賄える、こうおっしゃっているのです。だから、いろいろな環境条件はつけておらないのです。きょうは、希望的観測だということではいろいろな条件をおつけになつた上で二十一世紀、こうおっしゃっているのですから、これはなおさらどうも信用できぬです。

それで、先ほどもお話がございましたけれども、宇野内閣の間はこれは上げないと言いましたけれども、リクルートに対する国民の不信、それから消費税増徴に対する国民の不信、そこへ女性問題で三本目の不信が加わってきておるわけでありまして、この三本のハードルが果たして越えられるかどうか。これはもうおっしゃるとおり、国民はみんな長く続かない、こう考えておると思うのです。だから、条件なしのいわゆる二十一世紀ということなのか、条件付きの二十一世紀までということなのか。そこはいかがなですか。

○村山国務大臣 言葉というものは背景でひとつ御理解いただきたいと思います。

私が二十一世紀まで生きられるかどうか知りません。そして、私がこれから総理になって二十一世紀まで総理であるわけもない。総理でも何でもございせん。だから、私が保証するわけにはまいらない。だから言っている意味は、今の私の立場で日本の経済なり財政を分析すれば、さつき言つたような条件のもとでは上げる必要がないんじゃないか、こういうことを言っておるんだということは、どうぞひとつその背景からお酌み取りただきたいと思ひます。

○経塚委員 これは了解できませんね。総理じやないから明確な御答弁ができないという意味のこととおっしゃったように受け取られるわけであり
ます。

次にこれは、税務調査について四十九年七月二日に請願が採択されましたね。それから、五十一年の四月一日に国税庁が「税務運営方針」を出されております。調査の方法などの改善について、「社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また、現況調査は必要最小限度にとどめ、反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする。」納税者が主権者という立場から見ればこれは当然の運営方針であります。この五十一年四月一日当時の国税庁の方針は今日も生きておりますか。

○岡本政府委員　今御指摘のごさいました「税務運営方針」でございますけれども、昭和五十一年

に制定されたものでございまして、我々の税務行政を遂行する上での基本原則を示したものでございます。従来から我々、それを制定以来指針として守ってきたつもりでございますし、今後ともこの「税務運営方針」の趣旨に則しまして税務行政を進めていく所存でございます。

○経塚委員 従来もこの指針に基づいてやってきたし今後ともこの指針に基づいてやる、こうおっしゃられます。

これは一つの具体例でありますが、ことしの三月の六日に東京の葛飾の個人タクシーの業者が税務調査を苦にして自殺をされた。それで、遺書には、税金は生命保険で払ってもらいたい、こういうメモを残して自殺をされた。何で自殺をするに至ったのか、これが問題でございます。

昨年の十月二十日に三年分の調査を税務署が調べて、別に問題はありませんと言って歸られた。ところが、その一カ月後の十一月二十一日に再度調査をされた。それで呼び出しがあつて、この方はリユーマチを患つておりますが、リユーマチがひどくなつたので一日置きぐらいにしか仕事に出られない、こう言つて税務署の呼び出しに應じてゐる。税務署に実情を訴えた。ところが、二月になつて調査の結果が出たから修正するように、そして二

月二十八日、二百万円を超える支払いを命ずる更正決定が下された。奥さんの話によりますと、夜中にふと目を覚ますと、帳面を開き何度も何度も主人は計算を繰り返しておりました。それで、本人がおっしゃってまいりますのは、リユーマチだから自分の車で当然病院にも通う、そうするとキロのメーターも上がるのは当然だ。最初は別に問題はありませんと言って調査の結果帰る、そして呼び出しがあつて、リユーマチで足が痛むから仕事かと思うようにできないと調査に応じて訴えた。にもかかわらず一方的に自動車メーター数だとか、そういうものを反面調査して更正決定を打ってきた。本人は納得できない。これを苦にして自殺をされた。

それで、遺族の方が墓館の税務署に対して、せめてお葬式には弔意を表していただだけでもどうかとお願ひに行つた。税務署の態度は、必要ありません、極めて冷たい態度をとられた。これはどうなのですか。反面調査、推計課税、しかも一方的な更正決定。これは明らかに、今までも通算方針どおりやってきておりますし今後でもやりますと言ひますけれども、これは事実と反しておるじやありませんか。実態はどうだったのか、実情をお調べになりますか。

○岡本政府委員　個々のケースの事情につきましては、必ずしも詳細に承知をしておるわけではございません。亡くなられた方があるということでございますので、極めてお気の毒であり、心からお悔やみ申し上げたいと思いますけれども、今の例えは反面調査につきましては、我々が適正な課税を実現するために必要でございます。ただ、濫にわたらないように注意はしているわけでございますが、例えば納税者本人が調査に協力的でない場合、どうしてもその調査に応じられないというような場合、あるいは本人を調査するだけでは正確を期しがたい、こういった場合など、やむを得ない場合に限って実施している状況でございます。

なお、個別の話につきましては、個別の事柄で

ございますので省略させていただきます。このように事態も起ころうとするわけですね。これは私どもの地元だけではございません。全国でも数件こういうことがあるわけでありまして、この運営方針はぜひ守っていただきたい。

それから、時間もなくなつてまいりましたので、最後に、これは厚生省にもお伺いしたいと思ふのですが、高齢化社会のための消費税だ、福祉のためだ、こうおっしゃつておる。私が厚生省からいただいた資料によりますと、老人ホームに入所されておる方の中から費用を徴収いたします。徴収した費用で手元に残金を残します。この手元に残す残金の最少額が、昭和五十六年度は年間二十五万四千八百円、五十八年は二十九万四千四百円と上がつてきた。ところが五十九年から下がり始めて、六十年、六十二年、六十三年、それから今年度二十五万八千円なんです、四年連続で。

それで、これは上げないのかと聞きますと、上げないとおっしゃる。そうすると、ここから三%消費税を差し引きいたしますと、二十五万二千六百十円。八年前の二十五万四千八百円より手元に残るお金が下がるのです。徴収金を取られますと。この間、物価上昇率は五十六年一・九、次が二・二、次が一・九、ずっと物価が上昇している。そうすると、物価上昇があるにもかかわらず、八年前よりも、実質使えるお金は下がつておつて、そこへ消費税課税でしょう。これでやっていけますか。みんな嘆いておりますよ。

幾ら年がいったからといって、一年に一回ぐらいいバーもかけた。ある老人ホームへ行きまして、月に一回集団で外食をするのが一番楽しみだ、こうおっしゃつておる。それから、地域とのいろいろな交流も深めなければならぬ。そのための諸費用もかかる。一体これで弱者救済のための消費税と言ふのか。私は不思議でならないわけでありまして。

さらにつけ加えておきますが、老人ホームの総事業費、国庫負担、地方負担、費用徴収について調べてみました。総事業費は八一年から八九年の

八一年間で一八四%ふえておる。ところが国庫負担は一〇・五%しかふえておらない。地方は何と四二・一%です。費用徴収に至りましては六・八倍なんです。国庫負担は総事業費の伸びに比べてわずかしかなふえておらない。

一番ふえておるのは費用徴収なんです。八八年と八九年、まさに今年度は消費税元年の年でありまして、これは、最も弱者である老人に対する対策はどんな姿かたちをとつておるのか。八八年、八九年、国庫負担は一人当たり一〇三・二%しかふえない。ところが、老人ホームの費用徴収は去年に比べて一〇八・四%ふえるのです。こんな状況ですから、滞納はどんどんふえてきておるのです。大阪府などは、養護についてはわずか二年間で一・九倍に費用徴収がふえたから、滞納が六二%にふえておるのですよ。

こういふ状況で、まさに消費税元年のこの年に、最も救済をされるべき、真っ先に手当てをされるべき老人が、果たして福祉のための消費税だ、高齢化対策だ、こう言えますか。その点、大臣どうお考えですか。

〇辻説明員 お答えいたします。費用徴収に關しまして、まず事務的に御説明申し上げたいと思ひます。

老人福祉施設、特別養護老人ホームあるいは養護老人ホームの費用徴収でございますけれども、入所者の基本的な生活費用というのはいずれも措置費で賄われております。そして、措置費については公費で支弁し、それにつきましては負担能力に応じて御負担いただくということですが、嗜好品、身の回り品、このような個人的な費用につきましては手元に残金を残していただくようにしよう、その額が先ほど御指摘の年々少し下がつておるという額であつたかと存じます。これにつきまして、最近実態調査の結果、あくまでもこれは嗜好品、身の回り品といった個人的な費用でございますので、適正な措置を行わせていただいております。

それから、措置費は基本的な生活費用でございますので、これにつきましては、物価の上昇、消費税の影響すべて勘案して、適切な措置をとらせていただいております。

それから、国と地方の関係で、国税、地方税あるいは費用徴収の御指摘がございましたけれども、国の国庫負担あるいは地方の負担につきましても、御指摘のような変化がございましたのは、国と地方の財源配分の見直しを行つたということに伴つたものでございまして、入所者の方々に對する措置そのものについての修正は加えておりません。それから、費用徴収でございますけれども、これはあくまでも負担能力に応じて、すべての方から御負担いただくというのではなくて、負担能力の低い方は無料、そして負担能力のある方については負担能力に応じて御負担いただく、このような観点から費用徴収を進めさせていただいております。

〇村山国務大臣 今厚生省の方から詳細なあれがありましたが、消費税との関係におきましては、消費税による消費者物価の値上げが一・二%と想定されるところ、今言いましたような措置費につきましてはもっと上げるといふことでございまして、それはただいま厚生省の方からもお話があつたとおりでございます。

〇経塚委員 もう終わりますが、老人ホームに私は調査に参りまして、生活保護費で入院をいたしますと、日用品費として二万二千百円大阪の場合は支給をされる。これが老人福祉法が適用されて老人ホームに入所すると、所得ゼロの人は手元に日用品費は一円も残らない。そこで、わざわざ老人ホームを脱走して浮浪者となって生活保護の受給者として病院に入院をする、そうすれば日用品費が二万円も入る、こういう方もあつて出ておるといふような全く悲惨な話も出ておるわけですね。年金生活者の八割は、これは皆さん何らかの減税の対象にならないでしょうか。こんなことでは何ののための消費税なのか。高齢化社会、福祉のためだとおっしゃつても、これは理由が成り立ちません。だから、国庫負担、これは約束どおり速やか

にもとに戻すべきでありますし、こういう消費税は一日も早く廃止すべきである、こういうことを申し上げまして、私の質問を終わらしていただきます。

○小澤委員長 これにて大蔵大臣に対する質疑は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時三十分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。吉井光昭君。

○吉井委員 私はまずふるさと創生の問題からお尋ねをしたいと思いますが、まず最初に、ふるさと創生の事業の計画についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

去る六月五日、宇野新総理の所信表明の中に「国土の均衡ある発展をもたらすかぎは、地域の活性化にあります。そのためには、地域が主体性と責任を持って地域づくりに取り組むことが基本であります。これは、前内閣が「ふるさと創生」という形で推進してきたものであり、真に豊かな地域社会の形成を目指して、諸施策を展開してまいります。」このようにおっしゃっているわけでございます。

そこで、自治大臣は、真に豊かな地域社会の形成のためにこのふるさと創生事業というものをどのように生かし、またどのような手順に基づいて推進をしていくのか、その中長期的なスケジュールを各自治体及び地域住民に今こそ明らかにすべきだと思ひますが、ひとつ大臣の御所見からお伺いをしておきたいと思ひます。

○坂野國務大臣 お答えいたします。

先生の御指摘のとおりでございます。総理の施政方針演説の中にも、ふるさと創生の問題を推進していきたいという趣旨のことが盛られております。

ふるさと創生は、いわゆる四全総で多極分散ということをうたっておりますが、それと軌を一にするものでございます。その一環として、今自治省を中心としてやっておりますのは、各市町村各地域で自発的に自主的なメニューづくりをひとつやっていたらどうか、そしてそれを何とかまとめたいという、一方また国の政策をやっているという四全総の立場で多極分散の政策をやっていることではないかと、これもことし一年で終わるということでは意味がないわけでございますし、またやり方によつては長期間かかるわけでございますから、そういう立場で自治省が今やっております一億円のメニューづくりも、できれば七月中ぐらいに中間的な取りまとめをいたしまして、それに基づいて明年度以降の施策をどうするか。交付税を活用するとか、あるいは各省所管の四全総との関連もあるわけでございますが、そういう公共事業等の予算を計画的に投入していく。

そのためには、自治省だけではございせん、関係各省の協力を得て、そして計画的に、各市町村の立てた計画というものは、それをもとにして長期的な立場で進めていこうというようにことを考えておりまして、現実には自治省は、ふるさとづくり特別対策事業とかあるいはふるさと財団というものをいろいろ既に実施に移しているわけでございますが、そういう問題についてもできるだけ継続的に、今後数カ年にわたって実行するような方向で推進していこうというぐあい考えておるわけでございます。

○吉井委員 そこで、この一億円事業の進捗状況といひますか、このことについてちょっとお尋ねをしておきたいのですが、今回の交付税措置で残り八千万円が各自治体に交付されることになるわけですが、全国一律一億円事業の現在の進捗状況と今後の見通し、これをまずお尋ねをしておきたいと思ひます。先ほど、七月末までに中間報告をしたいというふうな答弁もいただいたわけですが、現在までの進捗状況で結構ですか。

それと、竹下前総理は、ふるさと創生事業をどういう形で具体化し、そして広めていくか、こういうことについて、新行革審や国土審とは別に、有識者に関するところの、ふるさと創生、地域活性化という問題について大所高所から検討するいわゆるふるさと創生懇談会ですね、この設置を内政審議室に指示をされました。そして、検討され準備を進めてきたわけですが、御承知のように前総理が退陣をされた。そこで新総理は、竹下院政内閣ではないと強く否定はしていらっしゃいますけれども、ふるさと創生事業は先ほどのお話のように継承をしていく、このようにはっきり答弁をしていらつしやいますし、総理を補佐する官房長官も、六月六日ですか、ある新聞社とのインタビューでもって、一億円事業の使途に関するアイデアが七月中に集約されるという見通しを示した上で、これを受けて、ふるさと創生事業の継承をより具体的に肉づけするために、有識者による懇談会を七月にも発足させる考えを示した、このように報道されているわけですが、この問題はどうかになっておるのか。

この懇談会につきましては、もう相当以前からつくる、つくると言われておりながら、いろいろ情勢の変化があったのかもしれませんが、今に至つて、そしてまだ何となく輪郭がはつきりしないような気がいたします。私も、最初は竹下内閣ではぜひともこれをつくらなければいけないというふうにおっしゃつていたけれども、宇野内閣にかわりまして、この懇談会というのはいささか必要なしに、先ほどからおっしゃつておいた各省庁間の連絡、そういうものでこのふるさと創生を進めていかれるのか、このようにも思つておいたところが、先ほど申し上げましたように、官房長官が、七月にもこれを発足をさせたい、このようにおっしゃつていらっしゃるわけですが、そういう点について自治大臣の感触というか見通し等がおわかりになれば、ここで教えていただきたいと思ひます。

○坂野國務大臣 一億円の進捗状況の方はまた事務当局からお答えいたしますが、おっしゃるやうに前竹下内閣総理大臣も御案内のような非常に大きな政策として考えておりましたから、私的な懇談会といひますか、そういうものををつくるような準備は寄り寄りやっておられたわけでございますが、御案内のような事情もあり、自治省の方で前大臣のときからやはり同じような私的な懇談会をつくつておりましたが、とりあえずそこで皆さんの意見を聞くようにしよう。そして、もちろん官邸の方に、自由な意見を出していただくような計画的なものをまた別途につくろうというやうな計画があつたわけでございますが、ちょっとこれがそこまで至らないで終わつております。

今のところは自治省を中心にして一つの軌道にいたしますが、筋道は立てて進んでいるわけでございますが、各省は各省で今年度予算においてもふるさと創生関連予算というやうなものを組んでいるわけでございますし、そういうものを含めて総合的な立場でこれから推進しようというわけでございますから、私も官房長官もまだじっくりこの問題で話し合つておりませんが、話し合つてみて官房の方にもそういうやうな広い立場で議論をしていく場をつくつていただく方がいんじゃないか。

特に七月中に中間報告がまとまつてきますから、そうすると各市町村で一体どういふことを考えているかというやうなこともそこで判明してくるわけでございますし、それからさき申し上げましたやうに明年度以降の予算の概算要求に当たつて政府として一体どういふ考え方で進むかという時期がちょうど来るわけでございますので、そういう段階で官房にそういうやうな懇談会をつくつていただくということはまた大変有意義なことと思つておる次第でございます。

それから、聞くところによりますと、自由民主党の方でもふるさと推進調査会というものを近く発足させていただくやうに聞いております。そういうことで全体的な立場でぜひこれは推進してま

いりたいと思つておる次第でございます。

○小林(実)政府委員 一億円事業の進捗状況でございますが、御承知のとおりこの事業につきましては、特に地方団体には、役所の中だけで決めることなく地域住民の参加も得てすばらしい地域づくりを考えてほしいということをお願いいたしております。したがって、住民にアンケートを求めるとかあるいはアイデアを求める、懇談会、審議会を設けるというようなことをやっております。私も五月に広島とか鳥取などへ行きまして、私ども五月に広島とか鳥取などへ行きまして、たけれども、その時点では最終的に決定しているというのは一割以内でございました。とは申せ、諸手続もだんだん進んでまいっております。六月の議会が一つのポイントになるのではなからうか、こういうふうに考えております。

それから、国の各省庁にお願いする必要もございまして、六月末ぐらいの時点で、はっきり内容が決まったもの、それから内容が決まっていなくても候補をある程度の数に絞ってきてその中から選んでやろうというところもございまして、そういうふうな案がある程度絞られてきておるといふ団体も含めまして調査をしたい、七月中にはその概要を発表したいと考えておるところでございます。

○田中説明員 内政審議室の審議官でございますが、補足だけさせていただきます。

今大臣からお答えになったとおりでございますけれども、御指摘の大山所高所から検討していただく場を設けるかどうかということですが、これも現在総理、官房長官と相談中でございます。今もございまして、関係省庁の施策の状況を見守りながら内政審議室でも引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○吉井委員 今御答弁をいただきました、大体六月末ぐらいをめぐり、全部が出そろわないまでもほとんどのところが大体出そろうのではないかと、こういうふうな気もいたします。大臣も昨年の十二月の当委員会、また先ほども政府の支援という問題について、地方の方から自由な発想に基づく

メニューをつくつていただいたら、それを国なり県なり、あるいは民間の活力を活用することによって助成をお手伝いしながらそういったふるさとづくりをやっていくんだ、このように答弁をさせていただいております。

また政府答弁でも、この一億円事業につきましても、国といたしましても政府全体で支援をしていく必要がある、このように答弁もあります。ふるさと創生・地域の活性化の推進に関する関係省庁連絡会議、こういったものも既にできておりまして、その支援策等については連絡調整を図るといふことになっていくわけですが、今地方が一番懸念しているのは、先ほどもちょっと大臣の方から御答弁がありましたように、いわゆる今後の財源措置という問題です。いろいろアイデアが出て、果たしてそれを今後将来にわたってどのよう財源措置がしてもらえるのだろうか。ある一つの事業によつては、例えば二、三年は全然芽の出ない事業もあるかもしれません。また、あるでしょう。そういったときに、この事業はもうだめだからといってそのままに放置されるというようなことでも困りますし、私も各地方自治体の首長さんたちといろいろ懇談をする中で、そういった点がはつきりしてもらえればありがたい切実な点と創生事業も行えるのじゃないか、このような点を非常に感ずるわけでございます。交付税で補てんをするのか、どういふふうになっていくのか、この点はやはり早くそうした見通しというものを立てるべきだと思つておりますが、大臣、ひとつもう一度お願いします。

○坂野国務大臣 さっき申し上げましたように、私も来週十九日ごろに県の企画担当の課長会議を招集しております。そこでその中間報告といふんです、県の情報を私もが収集するためのいろいろ細かい打ち合わせをいたしまして、今先生もおっしゃるように、私もが現地を回つてみて、あと一年で終わるんじゃないか、本当にこれから町村長によっては心配している向きもござ

います。それに対しては、さっき申し上げましたように、まだ方策はこれから各省とも官房を中心として相談しなければならぬわけでございますけれども、今までも同じように一億をまた配賦するということについてはいろいろ批判もありませんし、また同じことをやってもつまらぬと思つたもので、そういう形ではないにしても、やはり交付税の活用、それから各省の所管している公共事業あるいは補助事業、そういうものをメニューに応じて、これは継続的にやるべきようなプロジェクトだということを判断した場合、それを国が継続的に助成をしてそして物にしていこうという形を持っていけるのだから、ひとつ思い切つて遠慮しないで、各町村と連絡をとつて、やはり県の中に立つて直接に、指導するというのはおかしいですけれども、交付税の立場からいってそれぞれ自由な発想をやつてくれということですから、相談に乗つてあげて、積極的なそういうプロジェクトというものをを出していただくように持っていきたいと思つておる次第でございます。

その辺が徹底しませんが、ことしやってみて、例えば金貨を買つてあとどうとか、温泉のボーリングをやつておしまい、お祭り騒ぎやつて、イベントだけやつておしまいということではなく、私もとしては地域の活性化、多極分散というものと結びつけてその一環として考えていきたいという方針でございますので、それにのつとるようなメニューづくりをお願いしたいと思つておるわけでございます。

○吉井委員 そこで問題になるのは、この一億円事業のアイデアの採用権といふんです、さうしたことがどうしても今からまたいろいろ問題になるのではないかと懸念をされるわけです。全自治体から出された一億円事業のアイデアの取り扱い、これについて大臣は、各省の連絡会議で審査をしていただいて、そしてこれはおもしろいぞ、これは物になりそうだと云々と、このようにこの前おっしゃつております。そして、「次の、第二段階のふるさとづくりの各省を網羅した事業計画という

ものが、大もとは地元から出てくるわけですから、それを受けて、今度は県なり国の方がそれを中心としてこれを肉づけをしていくという段階が来ると思つております。このような答弁でございますが、これは、せっかく地方みずからの発想に基づいてみずからの考えで出されたそういうアイデア、こうしたものがやはり国の、中央の発想に基づく、すなわちいかにそのお金が効率的に使われたか、また、いかに地域の産業の発展に役立つかという意識で判断されたならば、これは何のための一億円事業なのかわからなくなりますが、地方に発想の転換を求めるというこの事業本来の政府の考えを構想に反するのではないかと、このようないふわけで、私は最後まで国はこれに口を出さない、こういう方向が非常に望ましいと思つておるわけ

この一億円につきましても、ばらまきであるとかいろいろ批判はあるとしても、反面、これはもう地方自治体が初めて自由に使える金だ、このように非常にいい評判もあるわけですから、したがって、せつかく各地方にやらしているわけですから、これをまた、あまたこうだと口出しめいたことをしない方がいいと思つております。大臣、いかがですか。

○坂野国務大臣 今までもかなり発想が違つてくるわけでございます。今まではどちらかというと、四全総にしても何にいたしましても、国が計画をして、それで国が基準をつくつて、そしてそれを地方に示して、地方が陳情して、ではこの補助仕事をぜひ採択してもらいたいというふうなことで進んでいく。直轄にしても、余り地方の言うことなんか聞かないで国が全体のトータルプランというものをつくつて、それを地方の納得を得て進めるということですから、まあ今度の場合は一億でもってメニューづくりをやつてくださるということでございますから、それによつて地元の方から自主的な発想が出てくる。その発想をそのままはつておいては、各市町村一年ぼつくりや中途半端なことに終わつてしま

うところがあるわけでございますから、それを国なり県の方が取り上げて、それではこれはひとつお手伝いしましょうという格好になっていく。そしてまた、その中でやはり国なり県ではなお十分だという場合に、民間の活力、ふるさと財団というようなことで、安い金利でもってお貸しして、民間の活力というものを活用しながらやっていこうというところでございますから、そこでこの計画がいいとか悪いとかということは、もう私どもとしてはできるだけそういうことはコントロールはしない。

ただ、例えば町村の方から町村の道路であるとかいろいろ出てきたときに、お隣の町村とちよつと食い違ふじゃないかという細部の点については、あるいはまた御相談に乗って、こうした方がいじやないですかというようなことも若干調整する面もあるかと思ひます。いろんなウオーターフロントの計画も出てきた場合に、そこだけちよん切った計画ということも不自然な形であるわけでございますから、そういう点はある程度コントロールしなきゃならぬと思ひますけれども、根本的な考え方は、できるだけ地元で発想を立てていただいて、そしてそれにできるだけ乗った形で、公共事業等においても中央の方で弾力的にひとつ応援してあげようというように、中央の方も対応していただくように持っていきたいと思ひてゐる次第です。

○吉井委員 この事業は地方にとつてもいまだかつてない新しい発想の転換でございまして、ひとつ国の方も新しい発想の転換でやっていただきたいと思ひます。

そこで、このふるさと創生一億円事業ですが、一億円の金塊を買って観光資源にするとか、いろいろと多種多様なアイデアが統出をしているわけでございます。

その中で、せんだつてちよつと変わったアイデアが出てきたね。これは福島県の二本松市、旧二本松藩の戒石銘碑の件ですが、これはリクルート事件等をきっかけとした政治に対する国民の不

信、すなわち政治家のけじめのつけ方、政治改革の基本姿勢がどうあるべきかを示した、旧二本松藩主が藩士に対して綱紀肅正を説いた戒石銘碑でありまして、この碑文を拓本にして全国会議員私たちのところにも送られてまいりました。ふるさと創生事業の一環として送付いたしました。こういうことでございまして、これが全国でも大きい反響を呼んでいるようでございます。

内容はともかくといたしまして、私も政治家の一員として、かくあるべきである、また、かくあらねばならない、このように深く感銘をした一人であります。大臣も碑文を御存じであらうと思ひますが、御存じであればひとつ御感想をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂野国務大臣 碑文の文句が大変に重要なことだと思つておりました。中身は、二百四十年ぐら前に藩主が刻まれたということではない、まして、あなたの偉績は良民の汗とあふらの結晶である、良民を苦しめれば必ず天の怒りに触れるだろ、うというふうな意味の十六文字が彫られてゐる。これはまことに私も政治家として、また人間としての一つの人生訓だと思つております。そういう意味で、今のまさに私も政治のあり方といひますか、その基本に触れる問題だと思つております。ふるさと創生をいろいろ考える段階で、やはり文化と歴史の伝統を受け継いでいくということの一つの典型的な事例ではないかと思つておりまして、これは大変貴重な資料だと思つております。

○吉井委員 それでは次に権限移譲の問題について若干お尋ねをしておきたいと思ひます。

ふるさと創生の元意は、私も本会議でお尋ねをしたわけですが、東京への一極集中の排除、すなわち中央集権化の排除、そして地方への権限移譲等にあると思ひます。この権限移譲等につきましては、旧行革審から二百十八項目の指摘事項があり、現在その中の六項目を残すのみとなつてゐるようですが、権限移譲等は完了したとお考えになつておられるのか、それともこれから当然思ひ切つ

た権限移譲等はほとんどやつていかなければならぬと考へていらつしやるのか、ひとつこのあたりをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○木村(七)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、旧行革審の答申いたしました国の関与、必置規制、機関委任事務の整理合理化等に関する合理化の項目は二百十八項目で、そのうち権限移譲等と考へ得るものが五十三項目あつたわけでございます。これを昭和六十年の地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律及び六十一年度の地方公共団体の執行機関が国の機関として行ふ事務の整理及び合理化に関する法律によつて実際に措置をしたのでございまして、御指摘のようにほとんど全部実施されたのでございます。

しかしながら、これは行革審が関係省庁とも十分詰めて、確実に法律ができると思ひ込みの立つたものを答申したという経緯がございまして、地方公共団体からいいますと、なお重要な権限や、なお重要な必置規制等が残されてゐる。さらに権限移譲を進めてほしいというのが地方公共団体の率直な意見でございまして、そういうこともございまして、また百十一国会、百十二国会等から、御承知のように、与野党の多くの方々が権限移譲をさらに進めるべきであるという御質問等をされたのでございまして、そういう背景を持ちながら、昨年五月に第二十二次地方制度調査会が地方公共団体に対する権限移譲の答申をさらに出して、従来から提言しておりましたものうち、多極分散型国土形成を促進する上で当面必要な権限と思われるもの十六項目を早く移譲するよう回答してあります。

そういうことがございまして、私もといたしましては、現在の行革審の審議等をも通しまして、ぜひともさらに権限移譲を進めてまいりたい所存でございまして。

○吉井委員 この権限移譲という問題も、非常に難しい問題もあるということはお承知をいたしております。また、しかし一つ一つ考へてみる

と、こんなにもたくさんあるのかということもわかるわけですが、大体、この国会周辺に参りまして、やはりいろいろ考へさせられる点があります。国会見学でもたくさんの方がお見えになりますけれども、そういった人たちがよく私たちに話をして、また私たちが率直に考へてゐる感じること、たくさんございまして。

そうした中で、こうした中央集権化の一つの大きい弊害として、やはり陳情政治というものが挙げられます。行政機関や、いわゆる政治家にお願いをする、そうでないと事が運ばないという考え方は、特に予算編成前になりますと、各省庁の廊下は陳情者であふれる。しかも、陳情のみにとどまらないうで、土産、それから接待攻勢、こうしたものがつきもので、リクルート問題もその最たるものであつたわけですね。こうした光景は十年前も二十年前もほとんど変わつていない。あのように行列を組んで、そしてたくさん押しかけないといふ自分たちの事が運ばないという、そういう考え方、それが、こうした陳情政治も、この際こうしたリクルート問題、そういういろいろな問題等も考へ合わせて、何とかしてひとつ改めていかなきゃならぬ、そのためには、どうしても地方への権限移譲というものをとつと大胆に大幅にやつていかなきゃならぬと思ふわけですね。

権限移譲等の問題につきましても、ある村で、バス停を百メートルちよつと移動したい、ところがその場合、なぜ運輸省まで出向いていかなきゃならぬのかという単純な疑問といひますか、本当にこんなことはむだじゃないか、そんなに運輸省まで行かなくても。今はそうではないらしいのですけれども、以前は駅前公衆便所を一つつくるにしても、厚生省まで出向かなきゃならなかった、こういうことも言われております。本当に笑話のようないことが実際に起つてゐるわけですね。したがって、大臣はこうした現実をどう考へていらつしやるか。私も先ほど申しましたように、この中央集権というものを排して、そして地方に大幅な権限の移譲をすれば、こうした陳

情のむだは省けるし、また素早く住民のニーズにもたえることができるのではないかと。

しかし、なぜこうしたことができないのか。それはやはり、中央官庁が情報というものを一手に握って、そして許可権を掌握してこそ権力維持ができるからではないだろうかということも言われておりますし、ひとつ大臣の所見をお聞かせ願いたいと思います。

○坂野國務大臣 本間に、おっしゃる様に長期間、明治以来の行政機構の中で確かに中央集権というものが厳然として存在していることは事実でございます。しかし最近の状況としては、さつき先生がおっしゃる様に、いろんな弊害が出てきておることは事実でございます。

しかし一方においては、民主主義は何かということを考えて、そういった陳情といいますが、それは東京に出てくる、あるいは県庁なり村で済むという問題は別として、陳情行政は陳情行政としてまた一つの利点といえますか、それだけの地域の住民の要望といえますか、こういう事業が本間に需要があるんだというように、需要の実態というものがそこで把握できるわけでございますが、それはそれなりに、度を過ぎちゃ困るわけでございます。

それは本間に、予算の時期になってまいりますと、一週間か二週間丸々地方から出てきて東京に滞在して、予算が終わるまで頑張るといふようなことは、よその国には例を見ない日本独特の風潮だと私は思います。できるだけそういう弊害は除去する方向で考えていかなければならぬと思うわけでございますが、中央から地方に権限移譲するというのは、またおっしゃる様に言うべくしてなかなか、これは長い間の伝統というものの、そういうしきたり、慣習化しておるわけでございます。

これもそれぞれ利害得失があるわけでございまして、私はそういう中で、やはり国がみずから計画を立て、自分の責任において実行すべき問題、そして地元の名、各市町村での、本間に地元の

細かい意向というものを反映していくには、わざわざ東京に出てこなくても、できるだけ地元で処理できるようにするためには、思い切った権限移譲できる分野、そこで仕分けをしまして、国がナショナルプロジェクトとして、どうしても全体的に国が計画をして実施していかなければならぬような問題は、はっきり中央が責任を持ってやる。そして地方に任せていいようなものは思い切った権限移譲してやっていくということに区分けをしながら考えていくべきだという感じがしておるわけでございます。

今行革審でいろいろ勉強されておるようでございますから、年末にはその答申が出てくると思っておりますので、それを踏まえてひとつ勉強してまいりたいと思っております次第でございます。

○吉井委員 ひとつもこうした場合に、ひとつ思い切った権限移譲をお願いしたいと思っております。次に財源対策債の償還基金と財源対策債の繰り上げ償還のことについてお尋ねをしておきたいと思っております。

地方財政計画によりまして、歳出に財源対策債償還基金九千六百五億、これが計上されて、また交付税の基準財政需要額にも同額が算入されているわけですが、この額は、すなわち昭和五十五年以前に発行したいわゆる財源対策債の平成元年度末の残高相当額だとされているわけですが、どうして今回このような措置をとられたのか、お尋ねをいたします。

○津田政府委員 ここ数年来の財政環境が厳しい中で、私も財政運営の基本としましては、三つの観点から申し上げますが、以下申し上げますような観点で考えていかなければならないということでございます。

第一は、何と申しましても当該年度の地方財政の運営が円滑にいくか、あるいは地域づくり等の事業が計画的に進められるか、こういうような当該年度の財政運営の観点。そして将来の財政需要がどのようなものであろうか、こういうような観点。そして第三点といたしまして、巨額な借金を

どうやって返済していくか。こういうような三つの観点から考えていかなければならないと思っております。

御承知のとおり、借金という点では、六十三年度末におきましても総額六十五兆円の借金を抱えておるわけでございます。これが将来の財政負担として容易ならざるものというところは当然のことでございます。また、第二点で申しました今後の財政需要、地方自治体の果たすべき役割ということとを考えると、多極分散型国土の形成の推進あるいは高齢化社会の進展への対応等、地方団体の抱えております諸課題というものは相当重いものもあるということでございます。そして本年度の財政運営について考えますと、幸いなことに地域づくり等を計画的に推進する地方単独事業におきましても、御承知のとおり地方財政計画九・二%の伸びを確保できる、こういうようなことで本年度の地方財政運営はある程度前向き、積極的に取り組みながら支障がないように措置ができる。

そういったしますと、やはり今後の財政運営を中期的な観点で考えなければならぬ。地方団体の果たすべき役割というものが重要となっていく際に、巨額な借金の財政負担をどうするか、このような観点におきまして将来の財政負担軽減のため借金返済というものを考えたわけでございまして、借金返済の方法としましては、先般の補正予算でもお願いいたしました交付税特別会計借入金金の借金返済、これは地方団体共通のいわば借金でございます。これの問題。そして個々の地方団体の公債費負担をどうするか。財政運営の赤信号と言われております公債費負担率が二〇%以上の団体が三分の一、こういうような状況でございますので、マクロの借金の返済とミクロと申しますかそれぞれの団体の借金の返済、これを両方バランスのとれた格好で将来の財政負担軽減のために処理しよう、こういうような観点に立つたわけでございまして、

そういう意味におきまして、マクロの借金返済の方が一兆円強、それから財源対策債償還関係は

一兆円弱、昭和五十五年度で切ると九千六百五億という数字でございまして、このようなマクロ、ミクロのバランスのとれた将来の財政負担の軽減策を講じたい、こういうような考え方でございます。

○吉井委員 地方財政の健全化を図るために余裕があるうちに過去の起債の償還を図ろうということとは結構なわけですが、この財源対策債は昭和五十年代の地方財政の窮迫期に財源確保のためにやむを得ず発行したものでございまして、このような地方財政の窮迫期の地方財源不足については、財源対策債の発行と、交付税特会でのいわゆる交付税借入れとで対応をされていたわけですが、そして、交付税借入れの約二分の一は国が負担している。ところが、財源対策債の償還費については地方が交付税という自分の財源で全額負担。財源対策債の償還についても国が一部負担すべきではないかとも思われるのですが、いかがですか。

○津田政府委員 御指摘のとおり、この財源対策債の償還は昭和五十年代の、もちろん六十年代も若干入っておるわけでございまして、財源不足に対応するために措置をしたものでございまして、それだけの年度におきまして、この財源対策債のみならず、交付税特会借入金あるいは臨時特例交付金あるいは特例加算、こういうものを組み合わせた中におきまして、臨時特例交付金等は全額もちろんその年度にまわし、それで交付税特会は二分の一の国庫負担、そして財源対策債というものは地方負担、こういうような観点で処理してまいったわけでございまして、また、そういう約束でまいったわけでございまして、私どもとしましては、やはり過去の経緯に照らしまして、それ自体について交付税特会借入金のように二分の一必ず国が持つて、残念ながらこういう主張をする立場ではございません。

しかし、先ほど来申し上げておりますように、各年度の財政運営、そして中長期的な意味の地方財政の運営が支障のないよう配慮する観点におきまして、もし当該年度の財源がこの財源対策債の

償還のために圧迫を受けて地方財政の運営に支障が参るような場合には、これは全体的な地方財政対策を講じてまいらなければならないものと考えております。

○吉井委員　そこで、財源対策債の元利償還費は従来、毎年度交付税の基準財政需要額に算入されていたわけですが、今回の措置で昭和五十五年以前に発行されたものは今後算入されないことになるのです。したがって、これらの償還は今後各自自治体がいわゆる財源対策債償還基金で、こういうことになるようですが、その利子はどこから出るのか。この基金の運用益から出るのか。当時の財源対策債の利率はたしか八％ではなかったかと思うのですが、現在のこの基金の運用利率五％よりも高いはずですから、せっかく基金を設けるのであるならば、元金残高だけではなく今後の利子も見込んで基金を設けるべきではなかったのかとも思います。そうでない、従来の基準財政需要額へ算入する方式の方が、利子まで算入するわけですから、個々の自治体にとっては有利になるのではないかと、思うわけですが、いかがですか。

○津田政府委員　御指摘のとおり、財源対策債は、この五十五年度以前に状況におきましては、借入れ利率が政府資金の場合ですと六％から七％、民間資金でございまして八％ぐらいというふうなことでございます。そして、今回のような交付税措置をいたしまして基金管理をしてもらう。当然のことながら、これは基金の運用利息というものも生まれるわけでございますが、現在の金利情勢からいいますと、発行した当時の金利との間に差があるわけでございます。この金利差に相当する部分につきましては、平成二年度以降、金利の情勢が今後どうなるかわかりませんが、いずれにしても、こういうような運用利子と借入れ利子との間の差額の問題につきましては、平成二年度以降の地方財政計画の策定を通じて、所要額を確保するつもりでございます。また、所要の交付税措置を適切に講じてまい

りたい、かように考えております。

○吉井委員　したがって、今回の措置は、個々の自治体にこの基金設定で償還財源を確保させるだけではないで、昭和五十五年度までのいわゆる財源対策債の繰り上げ償還をやらせようという趣旨なのか。もしそうであるならば、今後の利息まで見込んで基金を設定しなくてもよいことになるのではないかと、こういうようにも思います。昨年末の地方制度調査会の答申も繰り上げ償還等の具体策を講じることというのを指摘しているわけですが、今回の措置について、当然各自自治体は繰り上げ償還することを期待していらっしゃるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○津田政府委員　かねてから当委員会の御審議の中におきましても、個別地方団体の公債費負担軽減のために繰り上げ償還というような問題の御議論をいただいております。その問題は、先ほど申し上げました当時発行したものは八％の利息、現在の金利水準は五％といたしますと、市場に流通しております地方債証券というものはオーバervalueと申しますか、百円ではなくてもうちょっと高い価格で流通される、それを繰り上げ償還で百円で返す、こういうことになりまして市場に混乱を起さず、また、そのことをやることによって地方債の信用を落とす、そして地方債の新規の借入利率が高目に設定されるを得ない、こういうような問題があるわけでございます。

○吉井委員　市場公募債の繰り上げ償還について、そういう意味におきまして、今回の措置においても繰り上げ償還というものを予定しております。また、まさしく基金運用でやっております。このように考えておられるわけでございます。この措置も、従来からの当委員会等の御審議、御指摘もいろいろ受けておった点でございますが、基金という形ならば市場への混乱もなく、地方債の信用も落とさず、そして個別団体の負担軽減にもつながるのではないかと、かような観点で考え出したものでございます。

政府は、市場の不信が生まれ、今後の発行が困難になるから適当でないと答弁されておりますが、この考えは今も変わらないわけですね。

○津田政府委員　先ほど申しましたとおり、変わりはないでございます。

○吉井委員　財源対策債が多額に上って公債費負担に悩んでいる自治体には財政基盤の弱い市町村が当然多いわけですが、これらの市町村の財源対策債の原資は政府資金であるわけですが、これを繰り上げ償還しようとしても大蔵省は認めないというところでございます。今回のように基金を設けるだけでは、繰り上げ償還できないようにすべきではないかと。繰り上げ償還を認めないなら利息についても基金設定額に算入すべきだと思っておりますが、この点はいかがですか。

○津田政府委員　国庫資金当局の主張は、そういうふうな地方団体への資金供給をし、それをまたその原資でございまして郵便の関係の資金だとか簡保だとか、そういうもので地方団体に貸し出したときの金利を水準として預金利子を払う、こういうような建前でございまして、地方団体側から繰り上げ償還されると、結局原資でございまして利子の支払いが困難をきわめるといふことで難点を申しておるわけでございます。そういうような事情もあるかと思っておりますが、私ども、地方財政の状況に際しまして今後とも国庫資金当局とも相談をしてまいりたい、かように考えております。現実には原資の関係でこれはなかなか難しい点がございます。

○吉井委員　現在公債費負担比率が危険信号の二〇％を超えている自治体は全体の三割を超えている、このように言われているわけですが、基金を設けても償還しない限り起債は残るわけですから、償還財源が基金に積み立てられていても公債費負担比率は変わらないことになるわけですね。公債費負担比率の高い市町村に対して実効性のある対策を今後どのように講じていかれるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○津田政府委員　今回の交付税措置によりまして

本年度の基準財政需要額が伸びる、しかし後年度は基金で積んであるものでございますから、公債費についての需要額の算定ではないということ、実はこれは年度によって変動してしまうわけでございます。そういう意味から申し上げますと、また、今までの統計上の連続性等から申しますと、公債費負担比率を今回の措置によって計算方法を改める、こういうことはむしろいい方がいいたくないか、かように考えております。

○吉井委員　昭和五十年代の地方財政の窮乏期の財源不足に対応するために交付税特会で借り入れた借入金、先ほどからもちょっと出たかと思いますが、昨年四月には五兆九千億、ところが六十三年度の補正に際して、交付税の原資が増加したということで一兆一千八百三十七億円を返済して、また今回の改正案でも一兆一千三百六十億円を返済することになっているわけですが、借入金の返済は平成三年度からでよいということになってるのに、どうして期限の利益を放棄してまで繰り上げ返済をするのか。交付税の原資が余っているのだから、社会福祉や教育など、やりたくてもなかなかできなかった事業に積極的に取り組んだらどうか、このようにも考えられるわけですが、いかがですか。

○津田政府委員　六十三年度の補正の段階におきましても交付税特会借入金の償還一兆一千八百三十七億円というものを認めいただいたわけでございますが、この際に、このような財源対策債償還基金というふうな考え方もとり得たかと思っております。とり得たかというよりは、私ども、補正予算なり昨年来の当委員会の御審議等を承りながら、こういうような基金による対策というのも考えられるんじゃないかというところで今回お願いするわけでございます。ただ、補正の段階でございますと、実は減債基金を設定している団体がまだ非常

に少ないわけでもございまして、補正で基金を急につくるといふことも個々の団体の財政運営等に問題がございまして行わないで、当初の交付税法においてお願いする、このような考え方になったわけでもございまして。

それで、特会借入れとか財対債償還基金とか、それをどういうふうなバランスをとっていくか、こういうことでございまして、私ももとしましてはマクロの借金返しのいうものとミクロの対策というものをバランスをとるような考え方でまいるのがまず常識的ではないかということで、若干端数は違いますが、両面、マクロ、ミクロそれぞれ一兆円措置したわけでもございまして。

今後のやり方等につきましては、もちろんその財政事情いかんでございまして、各種の観点から検討してまいる所存でございまして。

○吉井委員 くだいようになるかもしれませんが、同じ借金の繰り上げ返済をするのであるならば、地方自治体にとって財源対策債の繰り上げ償還の方が、公債費負担は減少するし、そして利子支払いも不要になるからその方がいいんじゃないか、このようにも考えるわけですが、いかがですか。

○津田政府委員 繰り上げ償還というのが地方債の場合かえって地方債の信用を落とす、こういうような難点があり、基金運用を図りながら将来の財政負担の軽減を図る、こういうような手法をとっておるわけでもございまして、しかし、交付税特会の借入金自体も、正直言って転がして借りておるといふようなやアブノーマルな借金でもございまして。そういう意味におきまして、両面を考えたから処理してまいる必要があるのではないか、かように考えます。

○吉井委員 交付税の借入金の原資はこれは国の資金運用部資金でもありますし、財源対策債の資金も多くのものは同じく国の資金運用部資金であるわけですね。したがって、国としては、これは単純な考えかもしれませんが、受け入れ場所所は同じ、したがって少しでも地方自治体にと

ってプラスとなる財源対策債の繰り上げ償還の方を交付税の借金の繰り上げ返済よりも優先させるべきではないかとも思うわけですね。

また、財政事情によって制度の仕組みを場当たり的にくると変えるのは、これは地方に無用な混乱を招くだけなんです。それはいろいろ国は国としての財政事情等もあるでしょう。しかしながら、今後のこともありますので、こうした点のきちんとしたルールづくりというものができないのかどうか。私はきちっとしたルールづくりをやっておいた方がいいと思うのですけれども、いかがですか。

○津田政府委員 財政対策というものはなるべく安定的であるのが望ましいわけでもございまして、もう御承知のとおり、六十年ごろあるいは六十年ごろには物すごい赤字が発生してどうにもならぬ、こういうような状況。その後、幸い景気の回復、拡大基調というように今で現在のような状況になっておるわけでもございまして。そういう意味におきまして、余りこういうようなことでなければならぬということになりまして、正直言って私も毎年度毎年度の地方財政対策、中期的な観点にもならぬものの対策におきましてもなかなか難しい点がございます。臨機応変とはいいたないが、しい点がございまして、臨機応変とはいいたないが、しかし地方自治体の方々にも御理解を得、わかりやすいような財政対策というのは講じてまいらなければならぬと思っております。そのように努力もしてまいるつもりでございまして。

○吉井委員 それでは問題を変えまして、合併処理の浄化槽設置整備事業についてお尋ねをしておきたいと思っております。

まず将来の見通しですが、フロンであるとか森林伐採、産業廃棄物等による自然環境の破壊、これは我が国だけではなくて、今世界レベルで重大な問題になりつつあるわけですね。海であるとか湖、また河川への工場排水、生活排水もやはり同様であります。この生活排水等の対策として中心的な役割を果たしているのがいわゆる下水道整備事業ですね。しかし、この下水道整備事業がスタ

ートした昭和三十八年度から六十一年度現在までの下水道普及率といいますが、これは全国で三七%、非常に低いわけでもございまして。山口県は二五%と言っておりますが、これは地方の県ではかなり高い方だそうでもあります。一方、他の先進国と比較をいたしますと、アメリカは七二%、それから西ドイツは九一%、イギリスは九七%、このように大きく水をあけられているのが現状のようでもございまして。

そこで政府は、西暦二〇〇〇年までにせめて市街化区域の下水道普及率を七〇%に持っていこう、こういうお考えのようですが、二十一世紀に向かつて本格的な高齢化社会を迎えて福祉に莫大な金がかかってくる等を考えると、これさえも困難ではないか、このような見通しもあるわけでもございまして。

ところで、下水道等の無普及地域のトイレの水洗化を図りつつ生活雑排水対策を推進するため、昭和六十二年に合併処理浄化槽設置整備事業、こういいたものが創設されました。これはいわゆる下水道整備事業を中核とする社会資本の整備に大きく貢献すると考えられるわけですが、厚生省はこの事業の見通しについてどのような見えていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○金子説明員 お答えを申し上げます。御指摘のとおり、し尿と生活雑排水をあわせて処理いたします合併処理浄化槽は、性能も非常によくて、しかも費用も比較的安価で、かつ短期間に設置できるということから、生活排水対策上極めて有効な施設ということで、昭和六十二年から国庫補助制度を創設してその普及を図っているところでございまして。

この国の補助を受けまして住民に合併処理浄化槽の設置費を補助いたします市町村の数は、現在急激にふえてきております。制度が創設されました昭和六十二年は全国で五十の市町村がこの補助事業を行いました。昨年度は約二百の市町村、そして今年度は約五百の市町村が合併処理浄

化槽の補助事業を行うこととしております。制度創設以来三年目にして十倍という目覚ましい伸びでございまして。下水道と並ぶ生活排水対策の柱の一つといたしまして市町村や住民の要望が非常に強いものですから、今後とも合併処理浄化槽の普及は全国的に大いに進むものと考えております。

○吉井委員 今御答弁をいただきましたように、住民の要望というものが非常に強くなってきた。これはもう当然のことだと思っております。

そこで、合併処理浄化槽設置費に対する国庫補助が市町村予算額のうちの三分の一にすぎないわけですね。下水道の見込まれていない市町村は、一般的にどちらかといえば財政力の弱い市町村です。補助財源について財政的に圧迫されているのが現状です。ところが、この事業が生活排水対策の推進に大きく貢献することを考えると、将来この国の補助率を拡大すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○金子説明員 厚生省といたしましては、この合併処理浄化槽の整備事業の国庫補助金につきましては、予算額の大幅な増額ということは今後とも大いに図ってきたいというふうに考えております。ただ、補助率の問題につきましては、他の廃棄物関係の処理施設との均衡がございましてなかなか困難でございまして、予算額の枠の拡大ということは今後大いに努力してまいりたいというふうに考えております。

○吉井委員 ところで、この問題について既に十幾つかの自治体からは自治省に対して地方交付税、特交の補助措置を要望している、このように聞いているわけですが、自治省がこれに対して、まだ制度として成熟はしていない、今後事業の実施状況及び施策の効果を勘案の上対応してまいりたい。例のごとく例の答弁ですが、成熟した制度とは一体どうなった場合を言われるのか。いつまでたってもまだ成熟しておらぬのだということでは困るわけですね、こういったことについて、どういったところを成熟したときとおっしゃるの

か。また、事業の実施状況等によつては交付税措置もあると解釈してよいのか。本格的な高齢化社会を迎える前に、今から残された二十一世紀までの十五年間に、やはり全力を挙げてこうした下水道整備というものは進めなければならぬと私は思いますし、この意味からもぜひ合併処理浄化槽設置整備事業への交付税措置ぐらひは考えられなにかと思うのですが、御答弁をいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 現段階におきましては、先生も御指摘のとおり、厚生省からも私どもに相談が来ておるわけでございます。ただ、現状は、本年度は十分ふえてまいるのでございますが、六十三年度の実績では二百町村程度と非常に限られた団体ということで、いわゆる交付税を算定するケースとしてはまだ普及の度合いと申しますか実施の度合いというのが非常に少ない、こういうような問題がございます。

今後の普及の度合いということにもよるわけでございまして、基本的にこの際考へておかなければならないことは、合併処理浄化槽というのはやはり個人財産に帰してしまふわけでございまして、下水道等いわゆる公共施設とは違ふ、そういうような今までの処理の仕方とは違ふ点がございます。要するに、個人財産に対してどのように地方財政計画に処置し、また交付税上措置するか、こういうような問題がございます。

それから、今後の普及におきましても、下水処理あるいは農漁村の排水事業、こういうものが行われておるわけでございまして、そこいらの機能分担というものをどういうふうにするのか、そこいらの見通しというものが必要かと思ひます。それからもう一つは、よく公害問題でPPPの原則と言われますが、下水道におきましても、雨水等の排水処理は公費負担、それから汚水、自分で出したものの処理はいわゆる料金等で自己負担、こういうような建前があるわけでございまして、この合併浄化槽の場合にはそういうような雨水排除というふうなものがない性格のものでござ

いますので、その面での再検討ということが必要なのではないか、かように考へております。

現在の普及状況からしますと、まだ私どもとしては交付税措置というものは考えられない状況でございまして、今後の普及の度合いに依りまして、今申しましたような点をどのように理論づけていくか、公費負担というものの性格を考へていくか、検討は續けてまいり所存でございます。

○吉井委員 それでは次に、国保の問題についてお尋ねをいたします。

国保財政につきましては、昭和六十三年に見直しが行われました。一つは保険基盤安定制度、そして二番目には高額医療費の共同事業、それから三番目には老人保健医療費拠出金の国庫負担率の調整、それから四番目は高医療費市町村の国保運営安定化計画などを実施することになったわけですが、この見直しによるところの昭和六十三年の地方負担の増加額は六百九十億とされたわけですが、これについては地方交付税の特例加算五百五十億と調整債四百億とでカバーすることとされたわけでございまして。

ところが、昨春参議院の本院議で、当時の藤本厚生大臣それから宮澤大蔵、梶山自治の各大臣は、見直しによるところの地方負担分を地方交付税の特例加算により国が全額補てんする措置について六十四年度も六十三年度と同じ措置をとる、このように答弁をされておるわけでございまして。

ところが、平成元年度の交付税の特例加算額は六十三年度と同じ五百五十億、しかも実際は平成三年度以降に交付税に加算する、このようにされているわけでございまして。国保医療費の増加傾向から見まして、平成元年度の国の負担はふえてはいるはずなのに、これを六十三年度と同額の五百五十億とするのは昨春の政府答弁に反するのではないかと思うのですが、いかがですか。

○津田政府委員 昨年の国保の暫定的な見直しに当たりまして、地方負担の増加額、六十三年度で六百九十億、このように考へて措置したわけでございまして。そして、その後実績等を見てまいりま

すと、保険基盤安定制度、事業規模、六十三年度の実績、この分は千億円で、国費を除いて五百億ぐらひ、こういうような考へ方でおったわけでございまして、この千億という見込んでおった規模が、六十三年度の実績でございまして八百九十億程度にとどまる、こういうような状況でございまして。したがって、伸びを考へまして、従来考へてきた数字、要するに千億という枠で処理しておったわけでございしますが、その中でございする、こういうふうな考へております。高額医療費共同事業も大体そういうような傾向でございまして、どちらかといえば六十三年度の措置自体が結果的には若干ゆとりを持ったような措置になっておるわけでございまして、平成元年度におきましても六百九十億、この中で対処できると考へておるわけでございまして。

そして、六百九十億のうち交付団体分に相当する交付税の特例加算五百五十億、こういう約束でございまして。本年度ももちろんらうわけでございまして、これは私どもとしては、中期的な地方財政の運営の安定化という観点から、平成三年度以降、これがまさしく交付税特会借入金金を従来の約束からしまして返さなければいかぬ、その負担を考へておかなければならぬわけでございまして、その財源の一部にも役立つように平成三年度以降の地方交付税の総額に加算して中期的な安定を図ろう、このように御提案申し上げておる次第でございまして。

○吉井委員 おさらいの意味でちょっと聞いておきます。

平成元年度に交付税の特例加算をしないで三年度以降に加算をするということとは、結局交付税があり余っているということですか。そのように理解してよろしいですか。

○津田政府委員 余っているということではございませんで、まさしく交付税特会の借入金自体が補正措置、そして今回お願いしておる措置で軽減はいたしますが、まだ三兆数千億円返さなければいかぬというわけでございまして、これはもう現実

実の問題として再来年度から出てまいるわけでございまして、その対策をあらかじめ講じておきたい、こういう趣旨でございます。

○吉井委員 そこで、昭和六十三年の国保改革はいわゆる二年間の暫定期間であつたわけですね。夏のいわゆる概算要求時であつたわけですね。夏に残されてないわけですが、平成二年度以降どうするか、どのように検討をしていらつしやるのか、お尋ねをいたします。

○津田政府委員 国保の長期安定確保の対策に対する討議は、現在、総理大臣の諮問機関でございまして社会保障制度審議会に昨年七月から国保基本問題特別委員会というものを設置していただきまして、この中で地方団体の代表も参加いたしまして議論が行われておるところでございます。

その内容は、医療保険制度全体の中におきまして国保制度のあり方など広範にわたつておるわけでございまして、一応審議のスケジュールとしては、月一回程度のペースで平成元年度を目途に結論を得る、こういうような手順で現在審議が進められておる状況でございます。

○吉井委員 厚生省にちよつとお尋ねをします。いわゆる高医療費市町村の国保安定計画によりまして、昨年の七月三十日に厚生省は、高医療費市町村として全国で百四十六市町村を指定したわけでございまして。これを見ますと、百四十六市町村中八十六市町村が北海道に集中しているわけですね。これはいわゆる石炭産業の縮小、また俗に言われる猫の目農政、こうしたものによる構造的な不況に陥つておる市町村、またはこれに伴う過疎化や、残された高齢者の長期入院等によつて高医療費となつた団体のようであります。また、福岡県では九市町村が指定をされたわけですが、その半数以上はやはり産炭地域。ここでも人口が流出をする、そして過疎になる、そして高齢化が医療費を押し上げているわけですが。

石炭、農業、漁業、J.R.の地方ローカル線切り捨てなど、いわゆる国策の犠牲による高医療費に対して、単なる財源補てんだけでは問題の根本的

な解決にはならないのではないがと思うのです
が、いかがですか。

○大塚説明員 ただいまお話のございました高医療費市町村対策でございますけれども、確かにいろいろ必要な要素を含んだものが医療費という形で出てくるわけでございますけれども、地域別に見ますと、そのばらつきというものが非常にございまして、その中で今お話のございましたような高齢者の比率でございますとか、あるいは病院、診療所とか、そういったような要素を勘案して、なお相当大きな地域差がございまして、

そういう現状からいたしますと、国保の運営の安定化という観点からいたしますと、地域のそれぞれの実情に応じまして、すなわち単なる財政対策というよりも、地方公共団体及び国が一体となりましてそれぞれの事情に応じた適切な対策を講じていく、こういう趣旨で努力をすることが必要であるというところで、昨年、高医療費市町村対策という形で国保安定化のための施策を講じたところでございまして、

○吉井委員 この指定市町村は、おのおの高医療費の要因をいろいろ分析をした上で、昨年の九月末までに安定化計画というものを策定いたしましたね。そして、十月一日からこれに基づくとこの医療費適正化施策を実施することになっておられるわけですが、現在までにこの百四十六市町村すべてがこの施策実施に入っているのかどうか、また、具体的に見てどんな施策が今一番多く実施されているのか、お尋ねをいたします。

〔委員長退席、渡海委員長代理着席〕

○大塚説明員 昭和六十三年に指定をいたしました市町村はたゞいまお示しの百四十六でございまして、そのうちすべての市町村が安定化計画を策定いたしました、具体的な施策に着手をさせていただいております。

まず私もといたしましては、基本的にそれだけの地域の医療費の構造でございますとか動向をよく把握をしていただくということを起点にいた

しまして、その分析に基づきまして、それぞれの実情に応じた対策を講じていただくということを願っているわけでございますが、これは、そういう意味合いでいろいろなやり方がございまして、けれども、比較的共通の事項といたしましては、保険者の経営努力という観点からレセプト点検を強化する、あるいは医療費通知のような被保険者指導という形で対策を展開するというように分類できる施策が一つございまして、そのほか、二つ目のくくり方といたしましては、健康づくりあるいは保健事業、ヘルス事業と言われる保健施設事業の強化でございますとかという健康づくりとかと思っております。三つ目には、在宅ケアを含めました福祉関係の施策との連携ということで、デイクアでございますとかホームヘルパーを使い

ました家庭奉仕員サービスとの連携を保つというような対策。大きく分けると、このような柱の組み合わせで実施をいただいておりますというふうに見ております。

○吉井委員 そこで、この地域安定化計画では、平成二年度以降は今年度都道府県が経費の一部を負担する、こういうことになっているわけですね。厚生省としては都道府県がいわゆる医療費適正化対策に目を向けてくれるという意味で大いに歓迎という評価されているように思われますけれども、この百四十六指定市町村の安定化計画の作成、また医療費の適正化施策の実施に当たって、果たして厚生省のねらいどおり都道府県が努力をされているでしょうか。この点いかがですか。

○大塚説明員 ただいまお話ございましたように、私もといたしましては、保険者たる市町村はもとよりでございますけれども、それを指導しリードしていただくという意味合いで、都道府県の役割というものにも大きな期待を寄せているところでございます。この安定化対策につきまして、昨年の制度改正ということでございまして、いわば新しい施策でございますので、我々見ております中で、戸惑いと申しましょるか、これも一

部ございましたし、その手法についての開発という面でもまだこれからという部分はございますけれども、全般といたしましては、それぞれ医療費というものに非常に強く関心を持たれてきたこと、対策に強力に取り組んでいただいているというふうな承知をいたしております。

○吉井委員 今私も申し上げましたように、こうした高医療費適正化努力の結果、なお高い医療費の一定部分については、今申し上げましたように平成二年度以降国の負担とそれにあわせて都道府県及び市町村が特別な負担をする、こういうことになっていくわけですが、昨年の九月末で仮に計算をしてみますと、百四十六市町村の都道府県それから市町村負担額はどのくらいと推定されるのか、また適正化努力でこれがどの程度減少するかと見込んでいらっしゃいますか。

○大塚説明員 負担の問題でございますけれども、高医療費市町村の指定関連の制度でございまして、指定をいたしました年度の医療費の実績に基づきまして実際の負担はその翌々年度に生ずる、こういうような仕組みになっております。したがって、六十三年に指定をいたしました市町村につきましては、六十三年年度の医療費の実績に基づきまして平成二年度に費用負担という問題が生ずることになるわけでございます。六十三年年度実績ということでございまして、現時点におきましては確定的な計数を申し上げられる段階ではございませんので、非常に粗いオーダーという程度になって恐縮でございますけれども、百四十六市町村の負担が十から二十億円の範囲というところではなかろうか。ただ、昭和六十三年度につきましては、実施が半年分でございますから負担もその半分になる、こういうことでござい

ます。

○吉井委員 昭和六十二年の国保の実態調査、これによりまして、いわゆる国保加入率を年齢構成別に見ますと、六十歳以上が六六・七％、また無職者が全体の二七・三％を占めて、これがいずれも年々増加傾向にあるわけですね。これは高齢

の年金生活者の増加を示すものでありまして、保険料の負担能力の低い低所得者が増加していることを示していると思えます。また、裏を返して言うならば、高齢者が増加すれば当然医療費が増加する、こういう国保の構造的な問題がこういった実態調査にも顕著にあらわれているわけですが、六十三年度から発足した保険基盤安定制度といういわゆる所得の低い人に対するところの対策で、このような人たちの増加に果たして対応しているとお考えですか。

○大塚説明員 ただいま先生お示しのように、国保の場合には高齢者の加入率も高いわけでございますし、全体として平均年齢も高い。その中で無職者が急激と増えていくような形で近年ふえてきておりますし、その結果、所得の分布を見ますと低所得層の増大という形になっておるわけでございまして、そういう意味で国保制度がいわゆる構造的な問題を持っていると言われるゆえんの一つであるわけでございまして、

高齢者の医療費につきましては、申すまでもございせんが、七十歳以上の者につきましては老人保健制度というような横断的な制度が既にできておりますけれども、その老人保健制度の対象以外の被保険者の状況を見ましても、保険料負担能力の低い低所得者の割合が高いという問題はござい

ます。これにつきまして、昨年の改正の中でも保険基盤安定制度という形で低所得者に対する対応が図られたわけでございますが、この制度自体本年度限りの暫定措置でございますので、平成二年度の国保制度の見直しの中でこうした低所得者対策についてどういう方策を考えていくのが適当か、先ほどもお話が出ました社会保障制度審議会におきまして現在全般的な御審議を願っておりますが、そうした検討の結果の御意見も踏まえて今後対応してまいりたいと考えております次第でございます。

○吉井委員 時間も余りありませんので、ちょっとここで自治省にお尋ねをしておきたいと思うのですが、いわゆる国保税ですね、国保税は各市町

村での必要な保険税総額を被保険者に案分することによってこれが算出されるわけですが、その案分方法等については、地方税法に一応の基準はあるものの、基本的には各市町村の自主性に任されているわけですね。そのため、全く同一の所得の被保険者であっても保険料負担は市町村によって相当異なっている、これが実態であるわけですが、このように各市町村によって異なる案分方法等を認めているのはどうしたわけか、この点非常に不満も多いわけですが、これについてのお答えをひとついただきたいと思います。

○津田政府委員 国保税の課税方法でございますが、市町村でばらつきがあり、またその結果としての負担というものはばらつきがあるわけですが、これは市町村におきまして被保険者の所得格差、医療費の地域格差、あるいは医療の受診機会、要するに医療機関がどの程度でできているか、こういうようなことで、そういう問題を背景にしながら基本的な医療費自体が変わってくるというところで負担が変わってまいります。

それから都市部、農村部におきまして、国民健康保険の負担につきましては、大きな屋敷を持つてゐるのだけでも所得が少ない、こういうような方が、単に所得割だけでございまして非常に軽減される。家屋敷は持っていないけれどもサラリーマンは——サラリーマンはあれでございまして、小規模の事業所等で国保に入っておられる方は財産がないにもかかわらず国保料が重い。こういうような観点がございますので、それぞれの市町村が地域の実態に即しまして、所得割、資産割あるいは均等割、世帯別平等割、こういうものを組み合わせてその地域におきまして負担均衡というものを図っておるわけでございます。ただ、先ほど来出ております医療費の地域格差、こういうような問題等が基本的にはあるわけでございます。

○吉井委員 こうした国保税負担の地域格差というものは相当以前から問題視されておりますし、また新聞の投書欄等を見ても、しばしばこういった投書を見るわけでございます。ある新聞により

ますと、最大格差が七倍を超えておる、こういうことまで言われておるわけですが、こうした点、同一の標準報酬月額であるならば全国どこでも同じ保険料という政管健保の仕組みと大きく異なっているわけですね。市町村国保が幾ら地域保険だといっても、国民皆保険という精神からいいますらば、やはり見過ごしにできない保険制度内の不公平ではないかとも思います。全国どの市町村国保の被保険者であろうとも、所得が同一であるなら、ほぼ同様の保険料負担で医療の保障が受けられるようにすべきじゃないか。そのためには、保険税の賦課徴収方式の標準化についても平成二年度の国保制度の見直しに伴ってぜひとも検討し、また見直すべきだと思ふのですが、最後にこのお考えをお尋ねして、質問を終わりたいと思ひます。

○津田政府委員 国民健康保険税あるいは料の標準化につきましては、かねてから各方面からも強い意見が出ておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、それぞれの地域の医療費の格差あるいは受診機会の地域による不均等という問題、そして小さい市町村という単位の中での国保運営でございまして、団体間で被保険者の所得格差ということも考えなければならぬわけでございます。

いづれにしても、この地域格差を是正する方向で検討されなければならぬ。標準保険料の導入が困難な場合におきましても、私どもとしては、この国民健康保険というものが本来国民皆保険の一環として国の制度として設けられたものであるという観点から、やはり国に基本的な責任もあるのではないかと。このような国の責任の観点として団体間の財政調整制度の運用、そういうものを含めながら格差を縮小するという方向で物事を考えていく必要がある、このように考えております。

○吉井委員 質問を終わります。
○渡海委員長代理 中沢健次君。
○中沢委員 昨日から大変長時間にわたって議論

が続いておりまして、率直に申し上げまして大臣あるいは関係の局長、政府委員の皆さんも疲れだと思ひますけれども、私に与えられた時間が一時間三十分でございまして、できるだけ要点を絞って質問をさせていただきたいと思ひますので、ひとつご留意をしてお答えをいただきたい、このように考えます。

まず最初に、現状の地方財政についてどういう認識を持っていますか、大臣の見解もお尋ねをしてみたいと思ひますが、その前に具体的なお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

地方財政を分析する際にはいろいろなルートがあると思うのでありますけれども、一つには、地方債の残高が一体どうなっているか。財政の硬直化あるいは借金体質の具体的なバロメーターとして、昨日来いろいろ議論がなされておるけれども、地方債の残高が一体全国的に、あるいは私は北海道の出身でありますからいつも北海道のことをお尋ねしておりますけれども、北海道段階でどういう経緯をたどっているか。できれば昭和五十年、そして六十年以降若干のポイントをとりまして、まずお答えをいただきたいと考えます。

○津田政府委員 地方債の残高でございますが、まず、まともにかかります普通会計債の残高でございます。昭和五十年年度の補正当時にございましては、地方債残高は十一兆円程度でございました。これが六十年に四十二兆七千億円、六十一年に四十五兆円、六十二年に四十七兆四千万円、六十三年度補正で四十九兆九千億円、平成元年度は、見込みでございますが五十兆六千億円、こういう状況でございます。

しかし、この普通会計債だけではなくて、公営企業会計債におきましても、先ほどの御質問にも出ましたが、いわゆる下水道事業の雨水処理分等は普通会計負担といたうことでカウントしなければなりません。そのような公営企業関係の普通会計分が、平成元年度だけ申し上げますと十二兆六千億でございます。そのほか、地方財政共通の借金とも申すべき交付税特別会計借入残高が、御提案して

おります繰り上げ償還をしても、平成元年度末におきまして三兆六千億円残る、こういう見込みでございます。平成元年度現在の見込みでございます。また、地方財政の借金は六十六兆八千億円程度でございます。ちなみに、昭和五十年年度の補正段階では、この交付税特等も含めた地方財政の借金は十四兆円でございますが、それが現段階におきましては六十六兆八千億円、こういうような状況でございます。これはマクロの数字でございます。

北海道の普通会計債の地方債残高でございますが、道分は昭和五十年に千四百二十一億円でございます。これが六十二年では一兆五千二百六十八億円。このほか二百億円ばかりのいわゆるNTT資金の地方債がございまして、それを除きまして、千四百億が一兆五千億になっておる、こういう状況でございます。一方、北海道の市町村分でございますが、五十年には三千四百八十三億円でございます。六十二年では残高が一兆七千七百九十一億円でございます。

したがって、北海道道庁分と市町村分を合算しますと、昭和五十年で四兆九千九百億円程度、それが六十二年では三兆三千五百九十九億円、こういうような巨額に達しております。このほか、今ちょっとデータはございませんが、公営企業会計債分で普通会計がしわ寄せをしなければならぬものがあるはずでございます。

○中沢委員 いま一つ具体的な推移についてお尋ねしたいと思ひます。

いつも議論をしておりますけれども、公債費の負担比率は二〇%を超えると危険信号だとよく言われておりますけれども、五十八年から全国的な調査をされたというのを承知しておりますが、五十八年、六十年、六十二年、全国の傾向と北海道の傾向を具体的ににお答えいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 公債費負担比率で財政運営上赤信号とも言われます二〇%超の数字でございますが、五十八年度は八百二十団体、全団体の二四・

八%でございます。六十年度は千三十六団体、三一・四%でございます。六十二年度は九百六十九団体、二九・四%、若干減っております。

それから北海道庁分でございますが、五十八年度は一一・四%でございます。六十年度に一一・四%、六十二年度に一五%でございます。それから市町村分でございますが、五十八年度が九十一団体、六十年度が百十五団体、六十二年度は若干落ちまして百一十一団体でございます。

○中沢委員　そこで、今二つの具体的な推移を含めて、地方財政の実態をやや占うような具体的なお答えをいただきました。そのことを前提にこれからひとつ大臣の見解をお尋ねしたいと思ひます。

今ありましたように、地方債残高についても全国的には普通会計その他を含めまして約六十七兆、これは都道府県別にはいろいろなアンバランスがあると思ひますが、大変な負債を抱えている。一方で、それと同じようなことが言えると思ひますが、公債費の負担比率、既に全国で二〇%を超えているのが全体の三割弱、北海道の場合はもっと悪くて、例えば昭和六十一年の場合は、昨年自治省からもりました資料を分析いたしますと五四%もある、こういう実態でございました。したがって、昨日来、先ほど大蔵大臣も出てまいりましたいろいろな議論をされておりますけれども、端的に言ひまして、国の財政実態と地方の財政実態を短絡的に比較をするのではなしに、地方の財政実態について、団体が三千三百あるわけでありまして、総体の数字と平均的な数字を見ても大変な問題がある、そこにはいろいろな格差を内在している。そうなるべくと、国と地方の単純比較よりも地方全体、大変な格差を持っているという財政実態について私は相当深刻に考えておかなければいけないのじやないかと思ひます。その辺についてひとつ大臣の認識といたしましうか見解、明確にお答えを

○坂野国務大臣　先生全く御指摘のとおりでございます。

います。けさも大蔵大臣といろいろ質疑応答がありました。大蔵大臣は何となく国も大変だが地方も大変だ、どっちかという国の方が大変なような感觸がちょっとありましたけれども、私も私どもはそう思っておりません。今地方財政が幾らかよくなってきたのじやないかというの、確かにそれは、国費の問題あるいは地方税の収入、国税の収入というような関係から、一時的な関係からいうと国の財政も地方財政も若干好転しつつあると思ひますけれども、先生のおっしゃるように、地方財政は全体的、マクロの話よりもむしろ個々の、ミクロの話の方が非常に深刻であると思ひます。おっしゃるように三分の一は二〇%の公債比率ということでございますから、それらの地方にとつては大変な重荷があるわけでございます。財政の硬直化という問題もございまして、そういうことを考えますと、ミクロの問題を考えますときには地方の財政の方がむしろ厳しいということをつくづく痛感しているわけでございます。

そういう中で、国税三税の交付税率三三%はちょっと高過ぎるのではないかと、もっと下げてもいいじやないか、時々一部にそういう議論を言う方がいらつしやいます。けれども、場合によつては三三%をむしろもつと上げるような方向で検討せざるを得ない時期もあるいは来るかもしれない。そういうことを考えますときに、マクロの面も大事ではありましようけれども、非常に財政の厳しい地方というものをミクロの面でもとらえながら対処していかなければならぬというぐあいに考えている次第でございます。

○中沢委員　大臣の方から今誠意を込めた見解が出されまして、率直に言ひまして、地方財政については総論的といひましようか基本的には同じような認識を持っている、そういう点では非常に力強いという感持ったわけでありまして、さて、そこで二つ目の具体的な質問に入らせていただきますけれども、補助率のカット問題につ

きまして幾つか具体的にお尋ねをしたいと思ひます。これも今まで随分議論がありました。今度自治省と大蔵省が最終的に決着を見た、あるいは二年間継続をする、こういう内容をずっと私なりに具体的に分析いたしますと、一つは、非常に乱暴かもしれませんが経常経費の改善を固定化した、もつと言へば足して二で割つたような自治省と大蔵省の妥協をしたのではないかと。もう一つは、投資的経費でございますが、覚書に反しまして二年間また今のカットで地方自治体に迷惑をかける。したがって、大臣は今度の問題について自分としては九十五点ぐらいと自己採点をされたようでありまして、私も私も、私自身は、何点と申しませんがかなり辛い採点をしているわけでありまして。

問題は、そういう中身のあれこれ言うのではなくて、それではこれから先どうするかという問題に尽きると思ひます。六十一年から事実上始まりましたこの案件について言つと、これからの問題も含めて自治大臣としては覚書を最大限尊重していただく。そうしますと、経常経費の關係について言つと私の方では非常に不満なり批判を持っておりますけれども、それは別にしまして、これから先の問題でいいますと、公共事業、投資的経費の關係で一体どういふようなことをやろうとしているか。先ほど来の答弁を聞きますと、行革審の議論などをいろいろ聞きながら二年後には大蔵大臣と十分話をしてみたい、こういうことのもうでありますけれども、僕はちょっと次元が違うのではないかと思ひます。

といひますのは、今までの補助率のカットという關係でいうと過去の問題、そして行革審ということになってくると未来の問題だと思ひます。俗に言うところの過去の問題についてけじめがまだついていないと思ひます。そこところのけじめを未来の問題の行革審絡みのこととダブらして考えないで、覚書をまず尊重するならば、二年間継続をした問題についても、自治大臣としてはそれはそれできちつとけじめをつけて、そし

て行革審から出てくるでありましよう内容については未来の問題としてこれからどうするか、これは次元が別な問題でありますから、やはりきちつと区切りをつけまして基本的に対応すべきではないかと思ひますが、その辺はいかがでしよう。

○坂野国務大臣　補助率カット問題につきましてはいろいろおしかりを受けて、一〇〇%、大体九五%でも点が甘過ぎるのではないかと御批判は私も確かに肌を感じているわけでございますが、経常経費については御案内のようなことで、言ひわけになるかもしれませんが、私としては、名目的な補助率の復元も大事であるけれども、それよりも地方財政全般を考えた場合、地方財政にマイナス面を与えない、むしろ将来のことを考えますと地方公共団体が自由に使える一般財源というものをここで確保できれば、そういう数字上の国庫補助率の完全復元ということもさることながら、地方公共団体にとつては一般財源の確保、しかもそれが恒久財源ということであるならばまあ適当なところで矛をおさめるしかならないじやないかということで踏み切つたわけでございます。確かに私も八%、例えばあの問題でも大蔵省は七%、それを私も八%でやるべきだといふようなことで、足して二で割るということよりも八に近づけたというぐあいに御理解いただきたいわけでございます。

それはそれといたしまして、午前中もいろいろな議論がございましたように、公共事業の問題だけ残つたわけでございます。これについては、先ほど大蔵大臣が申しましたように、約束したことでもあるし今度はひとつこれは何とか実現するように、六十一年度に少なくともそういうことを踏まえながらあと二年十分検討を加えてその上で復元するものとすといふことになっておりますから、これはぜひ復元したいといふぐあいに強い決意でおるわけでございますけれども、文字どおりやっておりますと、これは少なくともある年度においては大変な国費の支出があるわけでは

出をしないとなると、事業量を少なくとも一年間は落ちさせなければならぬ。これが関係各省にとつては、事業量を急にある年度下げるということになかなか耐えられない。ことしもそういう意見があったわけだ。それで自治省はいろいろなことを考えたが、そういう御意見もあるし、まず経常経費を片づけて、そして、公共事業については国の財政事情等も勘案しながら二年先にこの問題を延ばした。そのかわり地方財政についてのその差額は一〇〇%見る、少なくとも交付団体については一〇〇%見ようということで、一応の中間的な形で話をまとめたわけだ。

そういう中で、確かに理論的には、これは復元問題は復元問題、それから国と地方とのそういう問題ではまた別問題だということはお話がかかっているわけだ。考えてみますと、ことしの年末にはどういう形で出てくるか知りませんが、あれども、国と地方との財政分担をどうするか、あるいは行政分担をどうするかという答申が出てくると思いますが、そういう答申が出てくれば、私も公共事業の今後の補助率問題を検討するに当たっては、当然そういう問題も考慮の中に入れて検討せざるを得ないんじゃないかというぐあいに私は考えておるわけだ。

そこで、私としては先ほどから申し上げておるように、直轄事業であるとかナショナルプロジェクトとして国がみずから計画してみずから実行するものについてはできるだけ、むしろできることならば従来以上に国の負担率を上げて、そして補助事業もたくさん各省にわたるわけだ。ございますが、零細補助というものはできるだけ整理をして、できることならば全額に近いぐらいい、これもなかなか一挙にいかぬと思ひますけれども、地方の一般財源、恒久財源によって地方が自由に処理できるような方向というものをやはり公共事業においても考えるべきじゃないかというぐあいに考えております。原則はもちろんだ蔵大臣と約束したわけでございますからそういう方向でいく決意でございますけれども、そういう中で、

国から行革審の答申が出てまいりますと、やはりこれを配慮しながらこの問題をひとつ各省協議の中で検討していかざるを得ないのじゃないかというぐあいに率直に申し上げる次第でございます。

〔渡海委員長代理退席、委員長着席〕
○中沢委員 この問題についてはまたいざ議論する機会もあるかと思ひますが、特に大臣は建設省の事務次官もされまして、公共事業の重要性については専門的な立場も含めて非常に十分な理解があると思ひます。ですから、残されたこの問題について、地方自治体にとりましては非常に重要な案件でございますから、従来の行政経験も含めて十二分に努力していただきますように。特にお願い申し上げます。

そこで、これに関連してもう一つお尋ねしたいのは、今度の財政措置によりまして、今まで六十三年度ベースで公表されておりましたのは端数は別にして一兆六千億、これが新しい資料によりまして一兆三千七百八十六億というふうな数字が変つておるわけでありまして、なぜこの数字が変つたのか、内容は一体どうなつておるのか、具体的に示していただきたいと思います。

○津田政府委員 六十三年度の地方財政への影響額一兆六千五百六十九億、平成元年度におきまして見直しに係る額が一兆三千七百八十六億になつております。この一兆三千七百八十六億、平成元年度の数字でございますが、補助負担率の恒久措置に係る額が六千三百七十四億、補助負担率の暫定措置、なお二年間の暫定措置で残つたものが七千四百十二億となつております。

そして、これらの数字の考え方の相違点が二つございます。一つは、いわゆる公共事業の事業費に引き下げておくとしようという考え方でございまして、かつてのように、一度地方財政収支が決まつた、そのときに補助率が下げられた、その余つた額でまた地方負担をふやす、こういうふうなやり方をやらざるを得なかつたわけでございます。

が、今回の場合には、通常収支の方の計算も並行して行ひましてその分はみ込める、これは性格上毎年度、例えば公共事業を国の方が伸ばしたとき地方負担は当然伸びるわけでございます。これはいわば制度改正ではなくて予算査定の問題でもあるわけでございますので、そういう性格を持つていたのですが、前のときはそうはいかなかつた。こういう事情でカウントしたわけでございますが、今回はこのような意味で影響額にはカウントしてございません。

それから二点目は、六十三年度までの国庫債務負担行為が残つております。六十三年度国庫債務負担行為だけ認めておつたものが平成元年度手当てする、これが千億圓ばかり残つております。これは今回一つの見直しということで仕切りをとつておるわけでございますので、平成元年度分の影響額にはその分はカウントしていません。これは今までの措置の後始末、このような観点でございます。もちろん、その部分の財政措置は的確に講じております。

○中沢委員 今の説明で輪郭といひましようか、大体理解はするのでありますが、私の理解がこれだといふのかどうか、単刀直入に聞いておきたいと思ひます。

六十三年度でいうと一兆六千五百六十九億圓が影響額として算定されて、平成元年度は、今説明のありました中身をずつと結論だけ言いますと影響額は七千四百十二億圓だ、このように受けとめてよろしいのですか。

○津田政府委員 経常経費を中心とした恒久措置として片づけたものが六千三百七十四億圓でございますので、暫定措置分は七千四百十二億圓残つた、こういうことでございます。

まず最初に、既に地方では三月議会、都道府県の場合は第一回定例会議が終つておりました、三月の税法の質問で私が立つた際にはいわば中間点でありまして、各自自治体の三割の転嫁問題についてはその中間点の実態の報告があつたのでありますけれども、もう既に議会が終つて、三割の転嫁問題については全国的な現状においてはかなりコンクリートの状態にある、これから先どうなるかという問題は別にしまして、ですから、具体的に各公共団体の三割の転嫁状況についてどういう把握をされているか、お尋ねしたいと思います。

○津田政府委員 以前御報告申し上げましたのは二月末現在の都道府県状況、いわば都道府県議会に提案してある状況、こういうような観点で御報告申し上げたわけでございますが、その後私どもも、四月一日現在、要するに地方団体の通常議会が終つた時点、もう処理が終わつた、こういう時点での調査をしております。

それを御報告申し上げますと、都道府県、指定都市の使用料、公営企業料金、いろいろなものがあるわけでございますが、普通会計では五十八団体中、一部実施のものを含めて四十二団体が普通会計分を処理しております。公営企業、いろいろな事業をやつておるわけでございますが、代表的なものとして水道事業、これが三十七団体運営しておるわけでございますが、そのうち三十団体が実施をしております。工業用水道事業につきましては、四十八団体運営しておるものうち四十四団体が料金の改定をいたしております。

市町村については、都道府県を通じて把握したところでは、一部実施を含めまして、普通会計では約七割、公営企業の水道事業では約八割、下水道事業では約七割、病院事業では約八割の市町村が料金の改定を実施しております。

この場合、完全実施、一部実施、こういう問題がございます。それで、これは私も今回調査したところ市町村の実情を若干聞いておるわけですが、例えば、子供のプールをやる、百円なり五

十円を取る。こういうようなブルについて三〇％乗せるのか乗せないかということ、正直言って数万円の差のようなものが市町村段階としては多分にごさいます。それからまた、条例改正その他の手続の費用、さらには自動販売機みたいなもので切符を売っていますけれども、その改造費用の方が余計かかる、こういうことで見送ったというのをごさいます。こういうものを見送ったと見るのか、というよりは、私どもとしては、今回税制改革の趣旨を十分のみ込んで、地方団体の対処の仕方としてそういうような詰めた考え方でやらないというのでは、やっとなというところで言う必要もないのではないかと、こういうふうにごさいます。私どもとしては、全部実施、一部実施ということとはこだわらないで調査した結果が以上のごさいます。

○中沢委員 それで私も事前に、今局長からお答えをいただきました資料も自治省の方から提供をしていただきました。率直に言います、自治省のまのめについて言いますと私は疑義がございます。今局長の方から、転嫁を部分的に見送ったところも含めて実施をしたという数字に入れている、個別の問題で若干の解説があったのでありますけれども、自治省でつくられました資料を見まして、二つ三つ具体的に指摘をしておきたいと思ひます。

例えば普通会計で、税制の際にも随分私も議論に参加をいたしましたけれども、公営住宅の家賃、転嫁を見送ったところは、都道府県で全部で十九都道府県に達しているわけですね。政令都市でいいますと、十一市のうち十市が見送っているわけですね。ですから、自治省から提供された資料の一ページ目だけを見ますと、おっしゃるようなことで全体的にはそういうことかなというところで理解はすると思うのでありますけれども、二枚目以降はと個別に点検をしていくと、内容としてはやはり相当違うな。私は、二ページ以降の方が実態を正確に反映をしていると思うのです。ですから、なぜこういうようなまとめの発表をしたのか。

か。部分的に転嫁をしていないものも含めてなぜ転嫁をしたというふうなまとめを発表をしたのか、非常に疑問に思ひます。

もつと言いますと、国の方針で三〇％の転嫁の指導をやった。その指導にそれぞれ各自治体がいっている苦労をしたけれども、全面的にそのとおりやうなところも間違いなくあります。しかしほとんどは、部分的には転嫁を見送っているというのが実態ではないでしょうか。そのところを自治省としては、どうも立場上つらい問題がある、だから部分転嫁なども含めて全部三〇％転嫁をした、このようにまとめ上げたのではないかと、どうなるか、勘ぐらざるを得ないのですけれども、どうなるでしょう。

○津田政府委員 今の点でございしますが、都道府県につきましましては、これは大分細部まで照会しまして把握してございます。御指摘のとおり、公営住宅等につきましましてはそういうような状況もございします。しかし、市町村につきましましては、先ほど申しましたようなこと、いわゆる端数処理の関係でやらなくてもいいというふうなもの、また、その端数処理の仕方につきましても、やはり個々の地方団体それぞれ判断があるかと思ひます。一応の基準で四捨五入とかそういうものは、ございしますけれども、どこまでやるか、券売機等の関係までどうするかというふうなことの判断があるわけでごさいますので、私たちはそういう意味におきまして、市町村におきましては一部実施というものも含めて当該団体としては税制改革の趣旨に沿って考えて処理した、このような観点でまとめをおわけございします。そういうことでございまして、他意はございせん。

○中沢委員 それに関連しまして、いただいた資料の三ページ目に、市町村の改定状況がトータル数字で出されております。この中でも、私はずつと見ていきますと、完全転嫁をした市町村、府県別にまとめられておりますが、全部で六県に及んでいる。例えば茨城、富山、福井、鳥取、島根、愛媛。これは恐らく偶然だとは思ひるのであります

が、茨城は前自治大臣の出身県、鳥取は今の自治大臣の出身県、島根は前総理の出身県。自治省としてはこの三〇％転嫁についてさまざまな指導をされたと思うのであります。とりわけ自治大臣出身県について何か特別な指導をされた結果がこうなったのか、これは前にも大臣とやりとりをやった記憶がありますけれども、そうではなしに、あくまでも関係の市町村がそれぞれの自主性に基づいてやったのか。これはどうなんでしょう。率直にお聞きをしたいと思ひます。

○坂野國務大臣 よその県のことばかりでありませんけれども、私の出身県である鳥取県は、自治省が中心になってこういう消費税の転嫁というのを推進しているところだから自治大臣に恥をかかせたいというふうな思いもあつて、市町村の方で頑張ってくれたと思ひます。

○中沢委員 僕は、率直に言ひましてそういう地方的な思いやりみたいなものが、いい悪いの話は別にしましてあつたと思うのです。ですから、堀山前大臣の出身県についても、それと同じかどうかは別にして結果的にはそうなのかな、こんな感じを率直に持っています。

そこで、結局これから六月の定例議会を目前にして、また地方でいうと、完全に転嫁を見送ったところは別にして、先送りをしたというところもあるし、いろいろ問題を内在しているわけですね。そうすると、こういう今の全国的な状況は自治省として把握をした、では、この六月議会に向けて自治省はどういう指導を予定をしているのか。あるいはもう一月、二月段階で相当強固な指導をしておりますから、私は率直に言つて改めて指導をする必要はないと思うのでありますけれども、自治省としてはこの六月議会に向けてどういふ具体的な指導をするおつもりなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 この問題につきましましてのこれまでの経緯を若干の私自身の反省を含めて申し上げますと、十二月末に法案が成立した。私どもも間髪を置かず指導をしたわけですが、正直申し

まして、地方団体の予算編成作業というものはもうどんどん進んでいく。大体二月初めぐらいには知事査定とかいうふうになる。そういうような期間的にかなり厳しい情勢の中で、先ほど御報告したような数字というものは、地方団体にもやはり相当な御苦労をかけたかと思ひます。そういう意味におきまして、関係条例が全市町村合わせますと大体三万幾つあります。そこいらをそういう短期間の中の点検をして、その一部については努力したというふうな結果が先ほどのようなことでごさいます。

ですから、そういう意味におきまして、あれだけの騒ぎと申してはあれでございしますが、地方団体としてはこの問題のあり方ということについては十分承知をしておりますし、また作業が不十分だったことにつきましても今後作業を進めていただけたと思ひます。また、私どももこの問題というものは、消費税の税の性格というものの、端的に申しますと、いわゆる転嫁しなくても来年になれば国税に納める段階というのには来るわけでごさいます。その場合に、住民負担として一般の税金でやるのか、こういうふうな使用料、公共料金等の受益者の負担にすべきものかということをお考えますと、やはり住民負担の公平という問題も考えなければならぬ。そういう意味におきまして、地方団体が御努力され、もう趣旨も大分徹底しておるかと思ひますが、私どもとしては続けて今後指導してまいりたいと思ひます。

○中沢委員 引き続き指導したいということで、具体的にどうするかというお答えはないわけですが、先ほど申し上げましたように、私は、もう既にあの局面で相当厳しい指導を回もされているわけでありまして、自治体としてはいろいろ自治省からこういう指導があつた、あるいはこういう具体的なものをやらなければいけない、それは一方にありながらも、結果的には今のようないふ実態になつていっているのです。ですから私は、あえて平地に乱を起す必要はない、改めて自治省としては六月議会に向けて具体的な指導は

すべきでないと思うのですよ。やるかやらないか、はっきりしておいてください。

○津田政府委員 私どもは、やはり消費税の円滑な定着という方向に向けて今後とも指導してまいり所存でございます。

○中沢委員 議論としてはこれ以上やりましても平行線だと思いますので、私としては指導はすべきではない、そのことを改めて申し上げておきたいと思ひます。

それと関連をいたしまして、消費税導入を中心とした税制改革、地方財政でも具体的なさまざまな新しい変化が起こったわけでありまして。内容としては既に議論がありますので十二分に承知をしておりますけれども、地方の税制改革でかなりの減税をやった。その穴埋めに、消費課税と税でありまつか、あるいはたばこの問題も含めて交付税を増額する。しかし、自治体の収支のバランスから考えますと、結果的に一般財源の持ち出しが必要になった。これはおさらいでありますけれども、間違いないと思うんですよ。問題は、一般財源の持ち出しについて言くと、すべて地方の税収の自然増で賄うんだ、こういうこととずっと来ていると思うのであります。現状においてもそれは変わらないのです。

○津田政府委員 今回の税制改革によりまして地方財政へのいわゆる制度的に補てんできなかった額が八千八百三十五億、このように私ども見込んでおるわけでございますが、幸いなことに、昭和六十二年度あるいは昭和六十三年度におきまして、それぞれ財政計画よりも約二兆円程度の自然増収が出ております。ただ、これは私ども警戒しなければなりません。土地投機、株の異常な投機、こういうものがあるわけでございます。ここはたかく見積もってまいらなければなりません。八千八百億の減収超過額につきましましては、現在のところ、マクロとしては財政運営としては十分のみ込めたのではないかと、かように考えております。

しかし、個々の団体に対する影響というのはまた異なってくるわけでございますので、これは地方交付税の算定等において考えまして、個々の団体レベルにおきまして財政運営への影響というものが適切に対処してまいらなければならないものと考えております。

○中沢委員 今局長の方から、自然増について言及と内容的には水膨れ現象という危険性もある、私も率直にそういう感じを持っているわけですね。

それに関連をしまして、「平成元年度地方財政計画に係る消費税影響額」、これも資料をいただきました。歳出と歳入について各項目で金額が載っているわけでありまつか、ざっと見ただけで歳出で影響額が約六千億、歳入については二千六百億、そうすると、歳入歳出の差三千五百億ぐらいでしようか。この辺は一体どういう財政的な措置がされてくるのかな。先ほどお答えがございました八千八百億を超える影響額の中の数字としてとらえておいた方がいのかどうなのか、あるいはまた全く別なとらえ方をしたらいいのか、どうなのか。ややその辺が、僕の勉強不足もあると思うのであります。よくわかりませんのでお答えをいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 これは先ほど申しました八千八百億のいわゆる制度的な減収額とは別の財政負担、こういうことになります。私ども財政計画の積み上げの際に消費税が課税されるものについて計算いたしましたところ、歳出面で六千三百四十四億、多くは投資的経費、公共事業等を発注いたしますと当然のことながら入札等においてこれを加味してやらなければなりません。歳入におきましては、公共事業の場合、例えば補助金をもらうときに百万円の事業費が百三万円になれば二分の一、五十万円ではなくて五十一万五千円というものをきっちり国庫支出金として手当てしてもらわなければならぬ。こういうことは国庫当局、各省の予算編成に際しまして十分協議をして盛り

込んでもらったものが中心でございます。それから建設事業に充てます地方債を余計に出さなければいかぬというようにもございまして、歳入面での影響が二千六百五十四億、この差額が純負担となる。これはいづれにしましても、歳入歳出とも財政計画に組み込み、また地方交付税の算定におきましては、これらの影響額を組み込んで単位費用等を積算している次第でございます。そういう意味におきまして、かかりますが、地方財政対策全般におきまして十分考慮してこの分を賄える、このような結論になっておるわけでございます。

○中沢委員 今お答えをいただいた内容で言いますと、八千八百億とまた別な、つまり消費税が導入されて、自治体でいろいろな公共事業を発注する際も、三〇％もろじやありませんが当然工事契約高がふえる。そういうさまざまな要素を含めて、今お話がありましたように、歳入歳出でいうと約三千五百億一般財源の持ち出しになる。結果的にはそういうことになると思うのです。その財政的な手当てについては今局長から話があったわけなのであります。

そこで、全部関連をしますのでありますけれども、今度の平成元年度の地方交付税については一兆八千四百四十四億、一七・三％六十三年度よりも増額になっている。これはいただいた資料や今までのレクチャーにそういう数字がずっと出ておりますが、この一兆八千億というトータル数字の内容でいいますと、一つには、先ほど言いました税制改革によつて地方の間接税、電気、ガスその他の自主財源でありました地方間接税が廃止になる。それに対する交付税の手当てなんかも含めて、私が調べた数字でいうとそれだけで二兆二百九十二億、これは内容的には地方譲与税が約半分くらい入っておりますから、交付税で手当てをしたというところでいうとおよそ半分くらいかな、こんな計算を一応やってみました。それから、先ほど来議論がありました補助率カット復元に関連する交付税のそれぞれ措置も当然あるわけでは

ね。したがって、一兆八千億、平成元年度の地方交付税が物すごくふえた、このように一応は理解をしているのでありますけれども、ひとつきと言つては語弊があるかもしれぬですけれども、内容的に言うところそれぞれのいろいろな変化があつて、その変化に際した交付税のプラスアルファ、これが一兆円をかなり超えるのではないかと、このように思ひます。

これから先は私自身はちょっと分析不可能でありますけれども、いわゆる地方交付税の純粋の増加額というものはおおよそどのぐらいになるのか。それが先ほど来議論がありますように、借金で返す部分に別しまして、単位費用だと補正係数で地方に地方交付税として配分をする、こういうことになつていくと思ひます。したがつて、そういうことを整理をして平成元年度の地方交付税のやや純粋的な増加額というのはどのぐらいになるのか、これをちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 地方交付税総額の中身の分析でございます。幾つかの項目がございまして、特殊項目、要するに本年度特殊的な項目というものを述べますと、一つは、補助率カットの問題の対処としてたばこ税に係る額二千三百三十億、これが二つの特殊な項目と考へてよろしいかと思ひます。それから税制改革の減収補てんとしての消費税に係る額、これが八千六百八十三億、これも去年と比べての一つの特殊項目、このように考えられます。それから本年度お願いしております財源対策債償還基金、これは需要の方の額でございますが、これが九千六百五十五億、これも一つの特殊要素、このようにお考へいただいて結構かと思ひます。それから前年度の交付税の繰越金、例の一億円のうちの八千万円、あるいは共済等の今までのわば払つてなかつた部分を払うというふうなもの、三千六百億繰り越しておりますが、これも一つの特種要素。こういうことを考えますと、交付税総額十二兆四千六百九十億から今申し上げました四つの要

素を差引きますと十兆四百七十二億、こういう数字になります。ですから、これ自体見ますと前年度に對しまして五・五%の減が立ちます。ただし、それぞれの項目について検討をしてみますと、たばこの二五%を取ったわけでございまして、これは補助率を下げられた分の見返りで取ったわけでございまして、これを取らなければ国庫支出金があつたわけでございまして、ですから、これはパーパーで消えるものと考えてよろしいと思ひます。それから消費税の問題も電気税、ガス税等をふしたということで見返りで取ったというものでございまして、これは交付税なり譲与税に切りかわる、こういう性格のものでございまして、したがひまして、本年度の交付税、そのような要するにかわるものというものを除きますと、結局のところは財源対策債還基金それから前年度繰越金というものが通常の交付税のときにそれを繰り込むか繰り込まないかというようなことでございまして、この二つを除きますと十一兆三千六百七十七億、これが前年度に對して七・〇%の増、これが今までの通常ベースの財政需要の増に對処するものとして充てられる。そのほかのものは特殊要素でいろいろな形態、国庫支出金等かわつたものとかそういう考え方をしなければなりません、この七%程度の伸びが通常の財政収支上の伸び、このようにお考えいただければ、いろいろ見方はあるかと思ひますが、そういうような観点で私ども見えておる次第でございまして、

○中沢委員 これは後ほど単位費用の質問にも関連するのでありますが、今局長の方から、特別な理由に別にして前年度よりも七%交付税が増額になつてゐる、したがつてその分間違ひなく地方公共団体に配分をされる、その手段、方法は単位費用の改定と補正でやるのだ、こういうことだと思ひますが、そういう大づかみの認識でよろしいのですか。

○津田政府委員 特殊要因の財源と需要というものをばきまして、通常の要素としてはこの七%の中で単位費用、もちろん基準財政収入額というものがございまして税の伸びがございまして、そういうものが含まれてゐまして基準財政需要額全体としての通常の意味での地方財政の運営を賄つておる、こういうことだと思ひます。

○中沢委員 それじゃ、問題を別にしましてお尋ねをしたいと思います、これも先ほど来いろいろ議論があつたことに重複するものでありますけれども、私なりの表現で言いますと、一つは国と地方の貸借関係ということに整理できると思ひます。これは交付税特会の議論がいろいろ今までございまして、そこで、改めて具体的にお願いしますと思ひますが、交付税特会が六十三年度の当初でいいますと五兆九千九百三十九億、つまり地方が借りてゐた。これが六十三年度の補正と平成元年の当初の予算の計上によりまして二兆三千億を国の方に返すことになる。したがつて、これから先残つてゐる借金というのは三兆五千九百四十二億である。それを平成三年度から平成十三年の十一年間かけて元金、利子含めて返済をする。私はこういう理解をしてゐるのでありますけれども、交付税特会というところの理解でよろしいのですか。

○津田政府委員 御指摘のとおり、平成元年度末の残高が三兆五千九百四十二億三千五百万円でございます。これを平成三年度以降十三年度までにわたつて返済しなければならぬわけでございします。

○中沢委員 そこで、関連をするのであります、いづれにしても、借金でいいますと利子をつけて返済をしなければいけない、これは当たり前前の話だと思ひますが、利子については、やはり変動相場制ということ等を含めて、公定歩合、市中金利含めていろいろその年によつては変わるわけでありまして、元金は今申し上げたような金額だけれども、利子についてはなかなか正式に金額をはき出すわけにいかないというものが今までの答弁でありました。そのことをあえて承知の上で、元金で約三兆六千億まだ借金が残つてゐる、利子を含めて十一年間で返すということ

を一つ仮定として考えた場合に、今の利率でいうとどのぐらいの利子になるのか、数字を持つていれば教えていただきたい。

それから、もう一つ関連をしまして、今のこの交付税特会の借り入れの金額以外にさまざまな方法で借り貸しがあるわけですね。今までも個別には随分意見があつたのでありますけれども、これもおおよそ結構だと思ひますが、どの程度地方が国からまだ借金として持つてゐるのか、交付税特会以外を含めてどういふ金額になつてゐるのか、あわせて教えていただきたいと思ひます。

○紀内政府委員 交付税特別会計借入金金の利払いにつきましては、先ほどおっしゃられた残高に對して一定の借り入れ利率を仮定して計算してありますので、私たまたま手元に、仮に五・一%という金利で計算すればどうなるか見ていきますと、一兆三百億程度と相なります。

それから、そのほか返さなければいけないものとして、昭和六十年度の補正時におきまして交付税の総額に不足を生じまして、総額の特例というところを行つております。それは今年度に戻さなければいけない。今までも返してありますし、今回も返すものを御提案申し上げてゐるわけでございしますが、その残高が九百三十五億でございます。

○中沢委員 あえて私がそういうことをお尋ねをしたのは、確かに元金としては六十三年度の補正と平成元年で約二兆円を超えるものを返す。しかし、元金そのもので残つてゐるものが三兆六千億、十一年間で利子を含めて返済をする、利息だけでも一兆一千億だ。これはまだ莫大と言つていいと思ひますが、国に對する借金を残してゐる。これは事実でありますから、だれも否定はできないと思ひます。これ以外の未確定のものについても今お話がございました。

そこで、少し角度を変えてお尋ねをしたいと思ひますが、先ほど来、財源対策債の基金問題についていろいろ議論がありましたが、一つは、この交付税特会で一兆一千三百六十億借金を

返す、改めて基金を創設をして九千六百五億、合わせて二兆一千億。先ほど来の議論でいうと、トータルの借金と個別の借金、これをひとつ返すんだというお話がありました。私自身は、国からの借金については、可能であれば返すというのは当たり前の話だと思ひます。ただ、先ほど平成元年年度の純粋の交付税の増は七%ぐらいだという話があつたことにも関連するのでありますけれども、この交付税制度そのものからいいますと、平成元年というのは特徴的に変質をしたのではない。つまり、借金を返す一つの構造にいや応なしに変わつてゐるんじゃないか、こんな思ひが率直にあります。いい、悪いという議論はいろいろあると思ひますが、現実問題としてはやはり、今までの借金を返そうとしたけれども今まではなかなか返せない。全体的な収収や交付税の伸びが非常に大きいので、今度は交付税特会にも返す、新しい基金もつくる。新しい基金というの、しよせんは全部借金を返すという財源だと思ひます。そうすると、地方交付税という制度の本筋からいふと少し質的に変化をしたのではないかな。借金体質じゃなくて、借金を返済する体質に変質をしていくんじゃないかな、こんな思ひを率直にするわけですね。

それとの兼ね合ひで、一番最後にまた質問もしたいと思ひますが、今までは地方交付税というのは三三%、ほとんど余り大きな伸びがない。したがつて、各自自治体に対する配分についてもその都度その都度補正をやつたり単位費用の計算をし直したりしてやつてゐますけれども、先ほど来の議論をずっと聞いておきますと、なかなか各自自治体の思ふような交付税の配分に結果的にはなつてゐない。そうすると、平成元年に借金を返すということが一つの柱になる。もう一つは、七%であつても交付税の純増増ということ、その分、配分のプラスアルファというものをこの際思ひ切つて、借金を回す金を少しでもカットして、実際のどから手が出るほど各自自治体としては地方交付税

を一つ仮定として考えた場合に、今の利率でいうとどのぐらいの利子になるのか、数字を持つていれば教えていただきたい。

それから、もう一つ関連をしまして、今のこの交付税特会の借り入れの金額以外にさまざまな方法で借り貸しがあるわけですね。今までも個別には随分意見があつたのでありますけれども、これもおおよそ結構だと思ひますが、どの程度地方が国からまだ借金として持つてゐるのか、交付税特会以外を含めてどういふ金額になつてゐるのか、あわせて教えていただきたいと思ひます。

○紀内政府委員 交付税特別会計借入金金の利払いにつきましては、先ほどおっしゃられた残高に對して一定の借り入れ利率を仮定して計算してありますので、私たまたま手元に、仮に五・一%という金利で計算すればどうなるか見ていきますと、一兆三百億程度と相なります。

それから、そのほか返さなければいけないものとして、昭和六十年度の補正時におきまして交付税の総額に不足を生じまして、総額の特例というところを行つております。それは今年度に戻さなければいけない。今までも返してありますし、今回も返すものを御提案申し上げてゐるわけでございしますが、その残高が九百三十五億でございます。

○中沢委員 あえて私がそういうことをお尋ねをしたのは、確かに元金としては六十三年度の補正と平成元年で約二兆円を超えるものを返す。しかし、元金そのもので残つてゐるものが三兆六千億、十一年間で利子を含めて返済をする、利息だけでも一兆一千億だ。これはまだ莫大と言つていいと思ひますが、国に對する借金を残してゐる。これは事実でありますから、だれも否定はできないと思ひます。これ以外の未確定のものについても今お話がございました。

そこで、少し角度を変えてお尋ねをしたいと思ひますが、先ほど来、財源対策債の基金問題についていろいろ議論がありましたが、一つは、この交付税特会で一兆一千三百六十億借金を

を増額してもらいたい、こういう声はもうずっとあるわけでありまして、この際ですから借金に回す金を少し抑えて交付税を増額をする、純粋増の方に戻すということについても全体のバランス感覚みたいなものがあってよかったのではないかな。全面的に借金を返すということが間違いだとは言っていないよ。言っていないよ、そういう一つのバランス感覚があつてよかったのではないかなと思うのであります。随分議論されたと思ひますけれども、その辺はいいがでしよう。

○津田政府委員 私ども、財政対策を考える際に、先ほどちょっと申し上げたわけでございますが、やはりまず本年度の財政運営が円滑にできるような措置というものを考えなければならぬ。それから、今後の財政需要にどう対処するか、またその反面、今後の借入金返しの負担というものをどの程度考えておかなければいかぬか、そういうような観点から見なければならぬ。それから、御指摘は、借金返しばかりではなくて、むしろ地方財政の需要にもっとかさ上げして地方団体の本年度の配分をもうちょっと手当てしたらどうか、こういう御意見だと思ひます。

私どもも、今回御提案の地方財政計画、ごらんいただければおわかりと思いますが、全体の地方財政計画の伸び率が八・六ということで国の予算の規模よりも上回っております。そして、中身におきまして、特に地方団体の自主性が発揮できまう地方単独事業につきましては九・二％の増、公共事業関係では八・八％の伸びかと思ひますが、それに対して、ふるさとづくり等をやりまう地方単独事業を九・二％の増を確保しております。あるいは一般行政経費の単独分につきましても八％程度の伸びを確保しておるということでございます。もちろんこれも多々あります。升ずとは存じますが、全体的に借金を大きく抱えた中で、しかし、本年度地方団体の行財政のやりやすいような程度の額というものを確保しておるわけでございます。そういう意味におきまして

本年度の地方財政、もう我慢に我慢だけさせればいい、こういう観点ではございまして、伸ばすべきものは伸ばし、それなりの需要というものを考えて手当てしておるような次第でございます。○中沢委員 それで、あと二つ三つ関連してお答えをいただきたいと思ひます。

財源対策債償還基金 これについては今年度限りという説明の資料をいただいているわけですね。実はきのういただきましたこの地方財政計画の五十三ページ以降にこの二月十五日の閣議報告の中身が出ております。「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」、その資料として五十六ページにありますが、平成四年度までの「財政の中期展望」というのが数字的に明らかにされております。これは中期展望でありますから、今度提案された財政計画あるいは地方交付税法との直接の数字そのものについてはきちっと合っていないことはまあ当然だと思ひます。であります。例えば平成二年から四年までの間に地方交付税についてはこういう姿になるだろう、これが一つ数字的に出てくるわけですね。平成四年には十六兆円になるという数字が出てくるわけですね。

全体的には結構な伸びです。というところのありますけれども、今指摘をいたしました財源対策債の基金について平成元年限りだということ、これは私自身がちょっと勘違いをしているのかもしれないけれども、借金を返済をする、ある意味では交付税特会よりも優先してやるべきではないかという先ほどの意見なんかを聞いております。これは平成元年年度に限るといふことではなしに、これから何年か必要に応じて、そういうものを制度としてはつくつたわけでありまして、財政的な措置をした方がいいのではないかと、思ひますけれども、その辺はどうなんでしょう。○津田政府委員 正直申しまして、平成元年度の地方財政計画あるいは地方財政対策は、好調な景気を反映したかなりの地方税あるいは交付税の伸びが確保できたわけでございます。そういう意味におきまして、マクロ、ミクロ両面にわたる借金

返済をする、しかし、地方単独事業をかなり伸ばしながら借金返しもする、こういうことができたわけでございます。

今後におきます地方税あるいは地方交付税の動向をどう見るといふことでございまして、大蔵省のつくりました中期展望は単純な計算でございまして、地方交付税は、名目成長率四・七五％ずつと伸びるとすると、その二割増し交付税は伸びる、こういうあくまで試算でございます。これも今後の経済変動によりまして非常に大きく変わるわけでございますが、私ども、できることならばこういうような財政状況あるいは経済というものが維持できれば、今後におきまして当該年度の地方単独事業等の充実を図りつつ、なお借金返しができれば非常にハッピー、ベターだ。その際に、まだ財源対策債たくさん残つておるわけでございますので、その償還の手当てということも考えていく必要があるかと思ひます。

ただ、心配なのは、経済専門家でございせんのでわかりませんが、現在の景気上昇期というのが六十年十一月を底としてずっと上がつてきてもう三十一カ月ぐらいで、今までの景気上昇期からすれば大抵峠に達しておるような状況、過去の平均からすればそういう状況でございます。今後の経済情勢、本日も大分ひどいような状況も出ておるらしいわけでございますが円安、あるいはオイルの状況等若干曲がり角に來たのかな、こういう感じもいたしますし、経済運営自体なお今後拡大ができるようにソフトランディングな形の手当てということが必要かと思ひますが、私どもとしては若干経済の動向に注目しなければならぬ、余り甘い考え方をしては行かないのではありませんか、かように感じております。

○中沢委員 今もありませんように、これからの財政的な一つの推移をしっかりと見据えていろいろまた検討もしたい、こういうことでございまして、これはまたいづれ議論をする場があると思ひますので譲りたいと思ひます。

きなフットターになっております単位費用問題について、もう余り時間ありませんから、二つに焦点を絞つて質問をしたいと思ひます。

一つは、清掃費、ごみ処理等し尿処理の関係でございます。車の台数が減つて、それに連動して従業員の数が減つて、こういう単位費用のデータがあるわけなんでありまして、これはなぜそういうことになったのかというところが一つ。それからもう一つは、老人保護費の関係でございます。先ほど国保問題についていろいろ議論がございましたが、かなり因果関係を持つと思ひます。ありますが、特に養護老人ホームあるいは特別養護老人ホーム、標準団体の入所者の数というものが、これはどういうことなのかよくわかりませんが、昭和五十七年をピークにいたしましてずっと下がつてゐる。しかし、単位費用総体の金額でいうと若干ずつふえているわけですね。ですから、これは計算の仕方が素人にはよくわからないからこういうことなのか。端的に言いますと、養護老人ホームは昭和五十七年、入所者の数は五十二で計算をして、平成元年度はそれが三十九になる。特養でいうと、五十七年が六十七で、平成元年度は四十九。相対的にこの種の入所対象の年寄りというものがどんどんふえているにもかかわらず、単位費用で人数をこれだけ急速に落としていく理由みたいなものが何かよくわからないので、この二つについてまずお答えをいただきたいと思ひます。

○紀内政府委員 まず、清掃の方からお答え申し上げます。清掃費の単位費用の算定に当たりましては、昭和六十年十一月に閣議決定されました第六次の廃棄物処理五カ年計画、昭和六十一年度から平成三年度までであるわけでございますが、これに基づきまして標準団体の行政規模を設定して所要経費の積算を行つております。經常経費につきましては、業務の実態を勘案して、ごみ、し尿の収集等の業務の一部を民間委託で行うという形で積算をしております。平成元年度におきましては、交付

税積算上の委託率が厚生省の調査による実態と比べて著しく低いということにかんがみ、標準団体においてごみ収集車及び尿収集車それぞれ一台ずつを直営から委託へ振りかえるということにいたしております。その結果、標準団体のごみ収集職員、尿収集職員、それぞれ二名ずつが減少しております。なお、ごみ処理場の職員数につきましては、これも実態を踏まえまして二名増員をいたしております。もちろん、これに伴って、委託費に振りかえて委託費の方では十分な措置をしているわけでございます。その他、人件費の上昇とかあるいは消費税の影響とか、そういうものを積算いたしました結果、単位費用はごらんいただきますように四・七％の増という姿に相なっております。

それから、老人保護費につきましては、措置者の数の標準団体における数、これは従来どおり国の予算上想定されている措置費から費用徴収額を控除いたしまして、それを国の予算上の措置費単価で割り返した人員を基礎として算定する。もう少しわかりやすく申し上げますならば、総体としての措置費、それには費用徴収を行ってそれによって賄える分があるわけでございますが、それは実は公費のカバーする領域ではございません。したがって、その部分は交付税の算定上は除外して計算しなければいけないわけでございますが、これを単位費用の積算上特定財源として控除するというやり方をとらずに、措置人員を同じ割合だけ圧縮する形で計算をしております。交付税の算定上の計算の過程の問題にすぎないわけでございませうけれども、結果として単位費用にあらわれる姿は、特定財源として控除して、つまり予算上の措置人員を標準団体に置きかえてそこから特定財源を控除してやった場合と結果は同じになります。ただ、計算の過程の問題とはいえ、おっしゃるような措置人員が減少するかの点と見えるのはちょっと不思議な感じもいたしますので、さらに工夫を加えてみたい、このように考えております。

○中沢委員 今、清掃費と老人保護費についてお

答えをいただきました。実態から見ると委託がふえているので、台数を減らして委託費をふやした、委託費についてはそれじゃただけふやしたのか改めて聞いておきたいと思うのです。

それからもう一つは、養護にしても特養にしても入所者の数が実態とは違って、計算の過程としてそういうことがあるのだということは解説をされたらわかりやすいけれども、正直言ってそれでなくても大変難しい単位費用問題、そういう解説を聞かなければよくわからないというのはいささかまずいと思うのです。だから、専門家だけがわかっていてもやはりこれはちょっと問題がありまから、少なくとも国会で議論する我々も含めて、大体この数字を見ればなるほどなということがわかるように計算方法もこの際変えるということを検討してみたいかがか。

それから、もう一つ関連して、労働時間短縮等の関連でいいますと、いよいよ本格的に土曜閉庁に入ってきているわけですね。今度の平成元年度でいいますと、その種のが全くカウントされていらないと思うのです。されれば別でありまして、私は全くカウントされていません。しかし、これは大変大きな問題でありまして、本来であれば平成元年の単位費用に、そういう労働の実態が大きく変わった、あるいは変わりつつある、したがって単位費用についても私はそういう実態を反映すべきだと思っております。しかし、もう既に平成元年度の予算が上がってしまった。交付税法は今議論しておりますけれども、物理的に今直ちにそれをやれと言ふのはなかなか難しい、現実的には僕もそう思わざるを得ない。であれば、百歩譲ってこの際、財政局と行政局の公務員部含めてやはり労働時間短縮、土曜閉庁、実態としては各自治体では福祉、現業でいいますと、自治省のいろいろな、僕流に言えば悪い指導がいつていますけれども、定員をふやさなければ住民サービスは維持できないのです。これは当たり前の話だと思っております。ですから、そういう新しい実態をきちっと正確に把握をして、この際平成二年の単位費

用について言いますと、財政局と行政局の共同作業でそういう問題について専門的に検討する、こういうことをひとつぜひやってもらいたいと思いますが、そのことも含めてお答えしていただきます。

○津田政府委員 老人保護等の措置費の措置人員等の計算の過程でございますが、最終的には私ども間違いないと思いますが、なかなか一般的におかりにくい計算過程になっておるわけでございまして、この積算基礎の表示の方法につきましては今後わかりやすい方向で検討してまいりたいと存じます。

それから土曜閉庁の問題でございますが、御承知のとおり現行の予算定員の範囲内で実施すること、またそのほか工夫するということな基本方針となっておるわけでございまして、本年度土曜閉庁導入に伴います単位費用の積算というものは、これは行っておらないわけでございまして、土曜閉庁の実施の実績などを見てまたそれぞれ、これだけの問題ではなくて、毎年決算との対比、人員等については私どもチェックしておるわけでございまして、この問題も含めて、今後におきまして実態との整合性というものを考えてまいりたいと思っております。

○中沢委員 今局長の方から特に土曜閉庁に関連してお答えがありましたけれども、きょうは公務員部長も来ておりませんが、いずれにしても、これは全国的に国の公務員も含めて大変な問題だと思っております。ですから、相当真剣に受けとめて、ひとつ積極的に内部検討を進めていただきますように改めて要望しておきたいと思っております。さて、もう時間がなくなつてまいりましたので、最後の質問について申し上げます。

委員会が開会されるたびに、私は北海道の夕張の出身でもあるということを含めて、交付税の補正問題、とりわけ人口急減補正について指摘をし、あるいは質問をしてまいりました。端的に言いますと、六十二年度から人口急減補正が省令をもって実施をされた。そして六十三年度も制度的

に大分手厚くしていただいて実施をされている。これはもう大臣も局長も十二分にその辺の経緯については御承知だと思っております。

特に六十三年度でございますと、全国で人口急減補正の対象になりましたのは三十三団体、交付税上の基準財政需要額に算定をいただいた金額は十二億九千六百二十八万円。内容でいいますと、そのうちほとんどが北海道でありまして、北海道が十八団体、七億八千万強。これは先ほど来いろいろ議論がありましたように、北海道でいえば産業構造の転換という国の政治のひずみを集中的に受けて、石炭にしても造船にしてもあるいは農村部にしても大変な被害を受けて、結果的には人口が急速に減っている。それはさまざまな補正、例えば産炭地補正なんかありますけれども、それでもなかなかカバーがしきれない。そこで六十二年、六十三年と続いたと思うのです。ですから私は、そういう趣旨に立脚をいたしますと、省令事項ではあります、あえて六十四年度についてどういう考え方でこの人口急減補正をやるうとしていのか、ひとつ具体的な内容も含めてお聞きをさせていただきたいと思っております。

○津田政府委員 御指摘の投資補正三、いわゆる短期急減補正は六十二年度限りの単年度措置として新設したわけでございまして、産業構造の急激な変化、炭鉱あるいは造船地域、その地域におきます緊急の需要を見込んだところでございまして、平成元年度の普通交付税算定方法につきましては今後具体的に検討してまいらるわけでございまして、この問題につきましましては、人口急減団体の財政運営に支障がないようこの存続というものが十分頭に置きまして検討してまいらるわけでござい

ます。ただ、附則で措置をしておいて、いわゆる恒久的な安定的な制度とすべきではないかという御意見もございまして、この人口急減団体に対する財政措置というものは、私どもの測定単位は国勢調査人口によっている、そうすると、人口の減少している団体はもとの要するに減る前の数値とい

うものが使えるというような、通常の計算におきましても若干有利な計算にもなっておるかと思えます。さらに、人口急減補正等の激変緩和措置が設けられておるわけでございます。そういう意味におきましては、安定的な意味での中期的な観点というものは今までの措置でやっておるわけですが、産業構造の急激な変化という事態がございましたので、臨時応急の措置として講じておったわけでございまして、ちょっとこれは恒久化するような性格としましては、基本的な国勢調査人口によるあるいは現在まであります人口急減補正との関連等も十分慎重に検討してまいらなければならない問題かと存じます。

○中沢委員 時間が参りましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○小澤委員長 次回は、明十六日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

平成元年六月二十八日印刷

平成元年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局